

平成25年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成25年3月13日	9時30分	議長	末次利男	
	延会	平成25年3月13日	14時32分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	12番	下平 力人	1番	田川 浩	2番	江口 孝二
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 松 本 太 大 串 君 義 桑 原 達 彦 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 太良病院事務長	土 井 秀 文 新 宮 善 一 郎 藤 木 修 川 崎 義 秋 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年 3月13日（水）議事日程

開 議（午前 9時30分）

日程第 1 議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算について

午前 9時30分 開議

○議長（末次利男君）

おはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

議事に入ります前に、病院事業会計の予算書に記載ミスがあっております。訂正の申し出があっておりますので、許可いたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

まことに申しわけございませんが、25年度当初予算の病院事業会計、42ページの上の表、オです。オの期末手当、勤勉手当の表の中の、42ページになります。ページ数が42、上の表、オの表になります。よろしいでしょうか。オの表の中の本年度6月分の支給率になりますが、1.9と書いてあるところを1.6に、12月分2.05と書いてあるところを1.8に、その隣の隣4.35、合計の支給率ですけど、4.35のところを3.8に修正をお願いします。まことに申しわけございませんでした。

日程第 1 議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算について

○議長（末次利男君）

日程第 1. 議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算についてを議題といたします。

ただいまから質疑に入りますが、十分な審議を尽くす意味で、二、三款ずつ区切って質疑を行いたいと思います。

なお、会議規則第52条の規定によりますと、同一議題につきましては質疑は3回と定められておりますが、この議案審議を款で区切って行いますので、その款で区切られた中で3回と御承知いただき、発言の均等と議事の運営に御協力を願います。

審議は、歳出から入り、歳入は歳出の済んだ後に行います。

それでは、歳出の第 1 款. 議会費55ページから第 2 款. 総務費80ページまでの審議に入ります。

発言される場合は、予算書及び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑を願います。

質疑の方ありませんか。

○ 2 番（江口孝二君）

済みません、予算書の61ページ、そして主要事業の新規の 1 番ですけど、庁舎照明節電対

策事業が新しくなっていますが、まず1つ目に、今現在これ922個の取りかえと申しますが、取りかえた場合に幾らの節減が可能なのか、どのように試算されてるのか、金額でお願いします。

それと、請負費が600万円となっております。これ単純に割りますと6,508円になりますけど、LEDの1つ当たりの単価は幾らになるのか。そすと、耐用年数はどのくらい見てあるのか。それと、明るさ、ルクスですね、これを取りかえた場合にどのようになるのか。今、事務所なんかを見てみますと、節電のためにと申しますが、外してあるところが何カ所かありますね。もし、これを取りかえることによってルクスが上がったら、今以上に取りかえることができるのではないかと思いますので、以上の分について飛ばさんように回答をお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、どれぐらいの節電ができるかという点でございますが、大まかに申しますと、こういうオフィスのビルみたいな形の電気料という、電灯料ですね、それが33%ぐらいを占めておるということになっております。あと空調とかなんとかありますけれども、電気、照明だけでですね。それで、大体一月ですね今の庁舎が43万円程度、一月ですね、使っておるわけです。43万円程度の十二月に0.33、33%ぐらいということですので、33%を掛けて、それが一月の照明としての電気代ということになります。節電効果は85%ということで、85%減になるんですよ。それで計算していきますと、大体一月144万円程度の減になるということでございます。済いません、1年です。1年で143万9,029円になるということ、600万円投資しても4年ぐらいで回収をしてしまうということになります。大体寿命が4万時間とLEDがなっておりますので、全部を、1日10時間使って大体260日の勤務がありますので、15年ぐらいの寿命があるということになります。それで、4年で回収しますので、10年から11年ぐらいは年間143万9,000円の、10年ぐらいはずっと浮いていくということですので、1,400万円ぐらいの節電効果があるということになります。

それで、単価ですけれども、試算は40ワットの蛍光灯で4,600円を、1本ですけど、見ております。それとあと、20ワットが3,100円ということで、40ワットの蛍光灯が庁舎内に892個あるということでございます。20ワットが30個あるということでございますが、これでいきますと総計で600万円程度、工事費、諸経費入れてかかるということでございますが、明るさが40、20でどれぐらいの明るさになるかというのがわからないわけですけども、今現在外しているのは、節電対策のためにこれぐらいの明るさがあれば十分だろうということで外してあるところが何カ所かあります。今度LEDにかえた場合に実際その明るさがどれぐらいになるかちょっとわかりませんが、さらなる節電対策で外していくということも考えられます。とにかく一度つけてみてどれぐらいの照度が確保できるのかというのを一回見てみたいというふうに思っています。

以上です。

○2番（江口孝二君）

この予算書の中に光熱費って計上されとるですよ。来年度が6,723、今年度が6,440、これは何でふゆっとですか。逆に、この工事を打ったら先ほど言われた節減は完全に確保できて、仮に夏につけてもその後の半年間は反映されるべきもんじゃなかかなと思います。

それともう一つ、明るさですね、大体事務所でどのくらいぐらいのことは見てあるのか。そして、ついでお尋ねしますが、この議場を皆さん感じらるっと思いますけど、この明るさが幾らあって、これが標準規格にかなうものか、それとも皆さんが議員の面は見となかけんぎゃん暗うしてよかという考えなのか、そこら辺をお尋ねします。あと一回しかなかけん、質問が。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まことに申しわけございませんけど、今そういう試算をした中で減らすべきだったとは思いますが、工事が即入ったら、その工事期間であつという間に終われば1年間反映されたりとかするわけですが、途中で、どこから工事を発注するかというその時期にもよって、一応前年度並みの予算を確保しようということによってそういうことになっております。

それで、明るさをどれくらいというと、私もこの間の夏場、冬場の節電の関係で照度計というのを購入して、各部屋というか、計測をしたわけですが、今そのデータを持ってないもんですから大まかな話になってしまうんですけど、事務室では、事務だけをやるには30ルクスぐらいあったら十分じゃないでしょうかという話なんですけど、実際の部屋は60ルクスから70ルクスあたりしてるもんですから、外せる分は外す、消す分は消してくださいということで節電にも対応をしてきとったということでございます。でも、余りにも暗くすると、今度は目の、長い間パソコンの画面とかそれから字を見たりするもんですから、そこら辺はどこら辺が適当なのかというのは私もわからないところなんですけど、50ルクスぐらいあったら十分なのかなという感じはしますが、節電という、原発関係のあれでそういう側面もございまして、今ぐらい、蛍光灯外してるとか、それから課長たちは課長たちの上にある蛍光灯を全部消したりとか、そういう対応してるわけですけど、それぐらいで十分仕事にはたえられるというふうに考えております。

○2番（江口孝二君）

私、インターネットで調べたんですけど、明るさですね、これ蛍光灯の照明のある事務所で400から500というふうになつてあつとですよ。ちなみに、ここ私の机の上で幾らあるか御存じですか。ここで250ですよ。きのうはかったけん間違いないです。だから、ここの明かりは半分しかなかつとですよ。これが規格じゃないですけど、標準目安ですけど。それで、先ほど言うたごと議員の面は見とうなけん暗うしていっちょけて、どうせ年寄りばかりじ

やっけん字は見えんとていうことやろかて思うてですね。20個やったですかね、30個、蛍光灯のあったですね、球の分の取りかえは。ここは入っていますか、入っていませんか、取りかえの中に。

ちなみに、よかですか、ちなみに922個はどことどこどこを取りかえる予定か、できれば、わかっていればお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、議場ですけど、これはこの取りかえの対象には入っておりません。入ってないんですよ。3階は廊下と大会議室と監査委員室、トイレとか正副議長室、議員控室、執行部控室、それから議会事務局ですね、これぐらいでしてるわけですが。で、蛍光灯と言われる長いもの短いものありますが、それは全部取りかえるという前提でこの試算を行ってるところです。

○7番（牟田則雄君）

73ページの徴収費の中の委託料ですが、ただいまの江口議員の質問は、照明の明るさは労働基準法で定められていると思うんですよ。我々も仕事するときは、夜間のときは、障害物がない通路は5ルクス以上、仕事するところは20ルクス以上を確保しなさいてちゃんと基準法に定めてありますので、我々も報酬もろて仕事してるもんですから、労働者ですから、労働基準法を見ていただければ多分その中に定義があると思います。

それで、委託料のところですね、この。固定資産システムの評価業務委託料が前年度の予算、決算が出てからならはっきりした質問がやりやすいんですが、まだ決算前ですので前年度の予算に基づいてしか質問がされないところがちょっと残念ですが、前年度は226万4,000円の予算で今年度はこれが557万2,000円、ともう一つ、不動産鑑定評価委託料が前年度は70万7,000円で今年度が424万2,000円と急激に増加されているんですが、この理由はどういうことでこれだけの増加になってるのかお尋ねいたします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、固定資産の評価業務委託、これにつきましては評価がえの時期との関係がございます。それで、3年に1回評価がえを行います。24年度が評価がえの年でございました。この年につきましては、通常土地の移動等分について、分合筆とか地目変更とか、そういうものについてのシステム評価業務の委託料のみしか発生してまいりません。で、評価がえの翌年、25年度につきましては今回のこの予算要求額でございますが、この分につきましては評価がえの前年の1月1日現在での不動産鑑定を行う、価格を調査する義務がございます。それで、25年度に不動産鑑定評価委託料を計上するとともに、そのことに伴うシステム評価業務の委託料が通常移動に加えて増加してくるということでございます。

○7番（牟田則雄君）

2点お尋ねしたんですが、下のほうの不動産鑑定評価も今の考えでいいわけですか。

○税務課長（藤木 修君）

申しわけございません。申し上げたつもりでございましたけども、3年ごとの評価がえの前年の1月1日現在で不動産鑑定を行う義務がございますので、今度の評価がえが27年度ですから、その前の26年1月1日ということは25年度予算での対応、3年に1回不動産鑑定を行うと。去年の価格との差というのは、評価がえに伴う不動産鑑定以外で毎年毎年地価が下落してまいります。その分について下落修正というものを行っております。それに伴う分の不動産鑑定というものが下落がひどかった場合には発生すると。去年の金額はその金額でございまして、価格の増減がここで発生してるということになります。来年、だからふえる分については、評価がえに伴う分の不動産鑑定が加わるということでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、3年か4年か、今の周期でずっと鑑定更新ということで、大体そういう間隔でこういう予算の編成になるということですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

評価がえの年を基準にしまして3年サイクルで予算が年間年間変わってくるというふうな形になりますので、単純に前年度との比較がなかなか難しいのもございますね。失礼いたします。

○3番（所賀 廣君）

先ほどの江口議員の質問の続きになるようで申しわけございませんけど、今の太良庁舎の契約電力ですね、これは何キロになってますか。

○総務課長（毎原哲也君）

大変申しわけございません。その資料を持ってきておりません。濟いません。

○3番（所賀 廣君）

節電のためにつけるわけでした、多分デマンド契約になってますので、ことしこれが承認されたとしてLEDに全てかわったとして、相当な節電になると思います。これは、ただ単にさっき言われた年間140万円程度の節電だけじゃなくて、契約電力を減らすことによってもっと節電になると思うんですね。そこは、ここの保守点検されている保安協会あたりとも綿密な打ち合わせをして、デマンド契約が何キロワットになってるのかわからんということですけど、この減少を、その時期を一刻も早く見つけて契約の変更見直しをやる必要があると思いますけど、いつごろを目安としたいと思っておりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

デマンド契約は、全部例えばLEDにかえてしまって、しばらく様子を見らんとどれぐら

いの電力消費になるかというのがわからないものですから、大体ここぐらいでしょうというふうな感じで見つけ出して、それはもちろん九州電気保安協会あたりと話し合いをして、データを見てもらって、どれぐらいが適切かということは今後話し合いをしていきたいというふうに思います。時期はどれぐらいになるかというのは、ちょっと今私わかりません。

○3番（所賀 廣君）

せっかくつけるわけですので、その契約電力の見直しというのがかなり重要になってくるとお思いますのでお願ひしたいとお思います。それと節電だけじゃなくてLEDにすることによって節電以外のメリット、これはどういうものがあるか。当然、電気料は安くなりますけど、それ以外のメリット。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

急に思い浮かばないんですけど、毎年毎年蛍光灯を購入するわけですけども、それがかえなくていいものですから、そういう点で電気代だけではなくて需用費あたりはかなり減ってくるものと考えられます。それが今どれぐらいかというのはわかりませんが、そういう効果は確実に出てくるというふうに思います。

○3番（所賀 廣君）

何となく今の答えには納得しがたい部分、当然のことですから、そりゃ。皆さん家庭をお持ちですので、家庭の中でも、あるいは旅館業とか営んでおられますけど、全てに通用することとお思いますけど、メリットとしては、今ついでる蛍光灯というのは特定産業廃棄物ということになってます。これはリサイクルがかなり難しいということになってますね。LEDと比べるとCO₂の排出量が極めて多いということになってます。あるいは、紫外線、赤外線が出ますので、もとの蛍光灯は衣類や紙などが変色する。点灯していると高温になるため冷房効果が極めて悪いというのもあります。もついでる蛍光灯です、全て。それなど、あとインバーター式蛍光灯ですので、今ついでるのは、かなりの電磁波が出ているということで、節電以外に相当な効果があるということも含めて皆さんを説得していただきたいとお思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃった件につきましては、私、済いません、勉強不足で全然わかりませんでした。特定産業廃棄物でもない、電磁波も出ないというようなそういうことで、今回かえることにつきましてはぜひ全庁舎をLEDのほうに全て持っていくという、まだ、先ほど江口議員もおっしゃいましたが、この議場あたりもそれにできるのかどうか、そこら辺も検討させていただいて全LED化を進めていきたいというふうに思っております。

○12番（下平力人君）

主要事業の連番2番、空き家等の適正管理推進ということで補助金50万円ですね。そして、その中で空き家把握、空き家が町内にどのくらいあるかということと、それと倒壊、危険な家、こういうのもある程度把握されてるんじゃないかならうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは平成24年の10月現在ぐらいの数字でございます。空き家数が町内に160戸ありまして、そのうち危険と思われる家屋が36戸あるということ、今の調査ではそこまでわかっています。現在また変わってるかもしれませんが。

○12番（下平力人君）

危険箇所は36戸ですね、あるということで、今後また当然ふえていくであろうと思いますが、その対応というのがスムーズにいくかという懸念があるわけですね。それと、解体についてはいわゆる業者を通してやるのか、どこが事業主体としてやっていくのか、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

空き家の危険家屋等の対応につきましては原則個人でもらうというのが大原則でございますので、それで町がそこに解体まで踏み込むかどうかは、それはいろんな条件のもとなんですけど、原則どこの業者であるのかなんとかというのは個人にお任せしますので、各個人の方が業者等にお頼みになってするというところでございます。

○12番（下平力人君）

そしたら、危険というところを注視しておりながらそれを解決できないという部分が出てくると思うわけですよ。じゃあ、その対応ができない分について、何か事故が発生したとか、あるいはまたほかの迷惑がかかったということについては、これはあくまでも家主というのですかね、そこになるんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

そのとおりでございます。

○8番（川下武則君）

同じような質問の関連ですけど、こん中に対象者が3年間住民税を非課税にしてる人というか、生活困難者というふうに見るんですけど、そればかりじゃなくて36棟も危険があると予算が余りにも少なかといいますか、というふうに思うとばってんが、そこら辺は何で予算が、50万円ぐらいでしたよ、最初。上限が50万円なのか、全部で36棟危険があるのに50万円組んだのか、そこら辺をお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

この50万円というのは、町が補助を出す、先ほどおっしゃったように対象者は過去3年間で住民税の非課税の世帯ということで、1軒分しか組んでないということです。先ほど申しました36軒と申しますのは、単純に壊れそうな家が36軒ありますということです。絶対に住民に迷惑がかかる形の家屋が何棟あるかは今後再調査をして、ここは絶対危ないということで勧告をしたりいろいろするわけですが、そこまでの数字ではなくてもっと数は少なくなってくると。空き家対策でのこちらがかかわっていく家屋についてはもっと少なくなっていくということでございまして、過去3年非課税の世帯の方が、もし50万円をうちが最高限度で50万円出すという方についてはそんなには出てこないだろうという判断で、まずは1軒分を計上させていただいてるということでございます。

○8番（川下武則君）

わかりました。それで、実は大浦地区にも国道から見えるところで1軒あって、もし台風がこじまて大きいのが来れば近隣の方に迷惑がかかるんじゃないかというふうなことも、私も再三忠告といいますか、言われてるもんだから、どうしたもんかなと思ってたら予算書の中にも上がってきとるけん、ぜひともここら辺は何とか行政のほうで強く指導をしてもらってやってもらえればと思うんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては私も考えて、1月から施行になったものですから対策をせんといかんなど考えたんですけど、今んとこそこまで手が行きませんで、今後、議会終了後でもすぐに対応してみたいというふうに思います。

済いません、答弁漏れがありましたので。本人に会って、私も何度か言いはしとつとです。法に基づくものじゃなくて個人的に行きまして、役場の課長としてでしたけれども、個人的にお話をして、どがんかしんさいということで一応、あ、済いません、申しました。どうも済いません。申しわけございません。会いまして話はしてるんですよ。ところが、なかなか聞いてもらえないということで、今どうしたもんかなということで、議会が終わった後に対応してみたいというふうに思います。

○1番（田川 浩君）

予算書の65ページ、総務の企画財政管理費の中の15番、工事請負費というところでケーブルテレビの施設整備事業ということで670万円上がってますけれど、これの内容を教えてくださいいただけますでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ケーブルテレビの施設整備事業につきましては、今度蕪田地区から中尾のほうに九電柱に

添架をして谷越えで線をつないでいたところがあったんですけども、これが法の改正等によりまして一つは蕪田の民地の借用を九電さんがされていて、そこが宅地造成ということで移転をしなければならなくなったということで、移転をされるに当たりまして、そのときに法の改正等によりまして地上高60メートル以上の谷越えについては国土交通省への申請が必要になったということで、これがかなり難しい計算等が必要で、コンサルタント等に依頼をしてそれから工事にかかるということで、うちのケーブルのほうは添架をお願いをしてたんですけど、その添架のほうもできなくなったということで、今回迂回のほうで、川内の辺まで線が来てますので、川内から中尾のほうにつなぐというちょっと大きな工事になりまして、これが距離が2,657メートルということで595万3,000円ほどの予算が必要になりましたので、大きくはこの予算でございます。それから、通常、移設が必要になってくる場合がありますので、10万円の8カ所ぐらいの計算で80万円の予算を計上をいたしてるところでございます。以上です。

○1番（田川 浩君）

ちょっと内容わかりにくかったんですけど、谷越えで今までしていたと。それがだめになったわけですね。それはどうしたわけでしたっけ。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

済いません、説明不足かと思います。最近、ヘリ等の事故が多発をしたということで航空法が改正になったそうでございます。それで、九電柱をまた建てるということに厳しい許可が必要だということで、九電側はそれを申請をしてされたということなんですけども、うちのケーブルのほうも谷越えでお願いをする場合は国土交通省に対しての申請が必要であって、それとコンサルタント関係が計算をするに当たっては非常に難しいということでコンサルを雇い上げたということなんですけども、それも400万円ぐらいかかると。それと、九電柱につきましても1,000万円近くのかんりの金額になるということで、町といたしましては事故等も懸念をされますので、それから災害等で結局ケーブルが切れたりしたらヘリコプター使ったの工事とかいろいろなことが予想されますので、もう谷越えはやめようということで迂回をするということにしたところでございます。

○1番（田川 浩君）

私ちょっと頭が悪いかもしれませんが。コンサルに400万円かかったと言われましたよね。それは何のためだったんですかね。もうちょっとわかりやすくいいですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えします。

九電が今度九電柱を移転する場合に、そこに九電柱を建てる場合、国土交通省に対する申請が必要だということで、その強度とかいろいろな計算をするのが普通の方ではできないと

ということで、専門の知識を有するコンサルタントにお願いしないとできなかったということで、九電のほうでコンサルにお願いをしたところ400万円ぐらいお金がかかったということでございます。ですから、町といたしましても同じような方法をとらないと申請の許可を出せないということでございましたので、その400万円とか、新たにまたそこに柱を建てるとかという予算のほうはかなり大きくなるようでございますので、迂回の方法をとったということでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

主要事業の1ページのLEDの問題についてですけれども、LEDにかえるというふうなことで非常に多分いいことじゃなかかなと思っておりますけれども、町がそういう模範を示して、一般企業を初め家庭に、これをしてこのくらいの削減ができたというふうなことでそういうところを知らしめていただければと思いますけれども、その蛍光灯の後の処理ですね、LEDにかわった後の処理についてはまずどのようにされるのか。かえた企業の人があるまま廃棄して処分するのか。我々あたりの企業あたりは非常に電気も切れたりなんかしたりして、なかなかLEDにかえることもできませんけれども、そういう処分について、900本も幾らもあるわけですから、その蛍光灯自体は使われるわけでしょうから、そういうものについて一般の人たち、分けてやるようなことの考えあたりはあるのかどうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

600万円の予算の中には、業者に蛍光灯の廃棄もお願いすることが入っております。今、議員がおっしゃったように、一般の方にもし払い下げとかというようなことをしてほしいということの今の御発言だったと思いますが、それにつきましては、そういう御要望があればちょっと後ほど考えてみたいと思います。

○11番（坂口久信君）

なかなか我々もLEDに簡単にかえきるような状況じゃないし、年間に相当蛍光灯あたり切るっわけ。それも、1本1,000円とか2本で1,000円幾らとか、相当な値段がするわけですね。そして、町の蛍光灯あたりは多分きれいかと思うし、相当もてる。旅館業界だけでも、1軒に10本、20本売っても二、三百じきなるわけやけんが、民間企業あたりの蛍光灯がそれ合えば、相当な、町が民間にそれだけ貢献するということやけん、その辺な十分考えて対処の仕方していただいて、ぜひ民間に、まず民間に分け与えて、残りは処理してもよかじゃなかね。そこんとこぜひお願いしたかなと。そんなくらいの町の廃棄物の無駄が一般の市民の皆さんには助かるということやけん、その辺も含めてふだんから考えて、どがんするかはあんたたちが決定して、ぜひそういうふうにしていただければ我々も助かると思いますけれども。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今後、上司のほうと相談してどのようにするか検討させていただきたいと思います。

○2番（江口孝二君）

濟いませぬ、先ほどの田川議員の質問の関連ですけど、400万円設計コンサルタントがかかると言われましたけど、現在は今九電の電柱に共架されていると思いますけど、そういう場合は九電のほうからどうしますかという連絡があると思いますけど、そしてもともと谷越し、私も現場は知ってます、あるのであれば、その分は九電のほうも確実にそこは入れていると思いますけど、それなりの電柱を建てるとは思いますけど、そこら辺がどうなってるのか。

それからもう一つ、ケーブルテレビ、同軸か光ケーブルが使われていると思いますけど、町の財産がどのくらいあるのか。今言われるところは、町の財産だから移転をされるということだと理解してはいますが、そこら辺どうなってるのですかね。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

蕪田地区の谷越えの件につきましては、九電のほうから特に話があったというのは、こういうふうに航空法の改正になって非常に申請が厳しくなったということで、町のほうはそれ知ってますかというような話はあったと聞いております。それで、内容につきましては今申し上げましたようになりましたので、町のほうは川内のほうから伸ばすということにしたというところでございます。

それから、財産関係ですけども、山間部ですね、大浦のほうだったら平野、青木平とか牛尾呂の方面、それから多良の山、山と言ったらあれですけども、多良のほうは喰場、端月とか、それから川内、嘉瀬の坂、それから中山、山根、大川内、陣ノ内とか、この辺が町が補助金をいただきながら整備をいたしたところでございますので、そのケーブルにつきましては町の持ち物になってるところでございます。なお、電柱等については、N T T柱あるいは九電柱等をお借りして添架をしているところでございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

ちょっと納得のいかんとですけど、今のとをたまたま工事費だけ見てですよ、あそこ150メートルか200メートルぐらい谷越しですよ、これ1年ぐらい前、私も現場に仕事の関係で行って確認はしてますけど。もともと長スパンのところは強度検査はされて施工されていると、ケーブルテレビのほうもされていると思いますけど、そう変わらぬと思いますけど、それをわざわざ、川内から中尾のほうに行くときに多分N T Tの電柱を使われると思いますけど、そこまでして、2,300メートルでしたかね、ルート変更して。2.3キロってさっき回答されたと思いますけど、それよりも今の分を移転してしたほうが、でけんじゃなかはずやけん金額的には少なく済むんじゃなかろうかと思いますが、いかがですか。あくまでもコン

サルタントにこだわっておられるとかどうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

谷越えにつきましては、先ほどから申し上げてるように申請が必要になったということで、それをするためにはかなりの高度の計算が必要だということで、コンサルタント等に依頼をしないとそれができないということで、谷越えはやめて下のほうから上げていくということをお願いしましたが、私たちが聞いているのが九電の添架は認められないという話で、このように予算を計上いたしてるところでございます。なお、距離は2,657メートルでございます。以上です。

○6番（平古場公子君）

空き家バンクのことで1つだけお尋ねをいたします。

もう間もなく空き家になるであろうという空き家があるんですけど、この前、誰もいなくてあれだから町に提供しますと言うたら、町も要りませんと、管理が大変だから要りませんということで断られました。そういうことで、誰もいないから広江みたいに吹っ飛ばすとば待っとくよりほかはないなという気持ちでおりますけど、もしこれを解体するとなったときにも補助が出るんですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

補助は出ませんです。それは自費でやっていただくということが原則でございます。

○11番（坂口久信君）

今んとに関連して、町がもらわんやたって、多分平古場さん土地から何から全部提供すって、家だけじゃなく土地から何から提供するというようなことでお願いされたって、話を聞きよりゃですよ、思うとですけども、その評価について、例えば家を壊す評価と土地とかそういう財産的なものと含めてプラスなのかマイナスなのか、多分役場もある程度計算してもらって、受け取るというような状況やっつろうと思うとですけども、その辺についてはどう判断でもらわんというかな、そういう状況になったのか教えていただければと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど、平古場議員がおっしゃった役場は拒否したというような件なんですけど、私は平古場議員がどこに正式に申し込まれてそういうふうになったのかどうなのかというのは知らないんですけども、そういうことで正式に、ここの場所でどういう家なんだということを正式に寄附したいということをお願いすれば、それなりのというか、きちんとこちらにも要るか要らないかというのは判断を思うので、正式にされたかどうかは私知りませんも

んで、そういうことをやっていただければよろしいんじゃないかと。一応、考えるという方向に行くんじゃないかというふうに思います。

○11番（坂口久信君）

多分、今後そういうところも出てくる可能性もありますね。本人さんたちがそういうされたかされんかは別として、そがん思いがあったというようなことで、そういうとがどんどん例えばふえてくるとする。確かに価値はなかかも、わからんばってん、町のいろんなことも、先はわからんけん町の財産のプラスになっかもわからんし、マイナスになっか、そりゃなかなかわからんばってん、そういうところがあればやはりある程度町の財産としてもらっていくような状況、家を壊したりなんかすつとに金がかかると評価はなかろうばってんが、その辺なケース・バイ・ケースで、町の財産は最終的につくっていくというような状況も悪うはなかつじゃなかなかと、将来的に見てですよ、どがん将来がなるかわからんけんですよ。その辺などがん考えますかね。

○町長（岩島正昭君）

空き家対策につきましては、伊万里、武雄、それから鹿島、3市4町で対策協議会を組んでおりますけど、ある程度議論の中で寄附行為というのはいろいろ検討しております。寄附行為も、ああいうふうな武雄さんとか伊万里さんにつきましては寄附を受けると。ただ、私みたいに山間部とかなんとかあった場合はどうするかということ協議の中で申し上げましたところ、伊万里、武雄につきましては公共性がある宅地については寄附を受けると。将来的に公民館敷地とかグラウンドとか、そういうふうな小さな行政区の広かところについては受けたいと。ただ、それもケース・バイ・ケースというふうな話です、今の状況では。だから、何でもかんでも受けて、そして解体までして、後は維持管理が大変だと、利用効果がないのはですね。だから、今そこら付近は、最終的な煮詰めは協議中でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そいけん、例えば空き家ですね、おらんやったりなんかして、本人さんたちが例えばの話、よそに行かれて帰ってくるあれもなか、そしてその辺の話し合いですたいね。そいけん、町がプラスになるというなら、この物件については話し合せて、寄附でやっていただくですかって、そんない対策をしましょうとか、その辺な今町長が言われてるよういろんなケース・バイ・ケースで、太良町が幾らかでも、例えば余りこれ言うてよかか悪かか別として、プラスになるというような状況であれば、そりゃ相手を取り壊さんとならそこまで含めてしたの話を、寄附も含めて、我々が壊しますからその分寄附してください、全体的にいいですよ、土地含めて、そういう状況で話し合せてケース・バイ・ケースで、やっぱりプラスになることは何でんかんでん、やぐらしはあつでしょうけど、避けて通らんで前向きに検討していただいて、そして処理することが空き家がなくなることでもありますので、ぜひそういう

方向性で、考えでもって、一貫してそういう考えでやっていただければと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。答弁要りません。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の74ページ、節の19ですね、航空写真撮影でありますけど、これは何年に1回してるんですかね。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

前回行ったのが平成19年度でしたので、6年目ということになります。これは、そもそも固定資産の評価がえを前提としたもので、理想的に言えば3年を機にするのが一番理想ではないかとは思っております。

○9番（見陣泰幸君）

ちょっと前の話で申しわけないですけど、今大分変わってると思うんですけど、農地に農業用の倉庫を建てるのには2畝ぐらいまでは手続も何も要らんですよという話があったと思うんですよ、今はどう変わってるかわかりませんが。そして、航空写真で撮るものから、いつの間にか宅地に変わっていると、農地の持ち主も知らんうちにですね。それと、ちょっとした水槽、それに屋根つけてるのも知らんうちに宅地になってるということも多々あると聞いてるんですよ。そこら辺の対応というか、そこら辺はどういうふうにしてらっしゃるんですかね、町としては。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

200平米云々という話については、それは農地転用関係の話ではないかと思いますが、我々が課税をいたしますには、建物が建てばそこには建物に対しての課税、それからその敷地については宅地評価するのは課税の原則から当たり前のことであるというふうに思います。そして、航空写真というものも、そういうものの現況確認のために当然必要になってくるものであるというふうに考えるところであります。知らないうちにとというのは、我々は町内の土地、建物等の現況を我々自身が把握して、それに基づいて課税する義務がございますので、皆さんが知らないうちにとおっしゃられますが、それは毎年6月の課税通知の時点で皆さんにお知らせするというふうな形になろうかと思えます。

○9番（見陣泰幸君）

課税通知で通知をするということですけど、航空写真で一括して撮るものですから、航空写真の見た目だけでそういう判断をしてもらっては困るんですよ。水槽に網かけてるのも入ってるということですよ。ですから、今からそういう課税の対象にする場合は持ち主と話をして、これはどういうものですかということを確認までしてから課税の対象にいただければと思うんですけど。

○税務課長（藤木 修君）

課税をする前には現地調査をいたしまして、持ち主の方ともお話を確認しながら行っているところでございます。建物の要件を満たしていれば、屋根がついて壁が三方以上ついていれば、それは建物であるという認定がされれば建物としての課税が必要になってくると、そういうことでございます。用途が水槽であっても、そこに建物としての構造があれば建物になると、そういうふうに認識しております。

○9番（見陣泰幸君）

済いません、その評価というんですかね、そういう見直しというとはいつごろあったんですか。前はそういうことはなかったと思うんですけど。

○税務課長（藤木 修君）

いつから変わったというふうなことではなくて、従来からそのように取り扱っているというふうに思います。

○2番（江口孝二君）

済いません、61ページの工事請負費の中に、今年度は通学路の防犯灯設置事業というものが12万円入っていましたが、新年度の分についてはこの項目がありませんけど、これは通学路についてはもう防犯灯は設置するあれがないということで抹消されているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

工事請負費につきましては、町が、総務課が管轄でやる工事が今回はないということでございます。

○2番（江口孝二君）

そしたら、今年度はあったですか。それとまたもう一つ、私の質問に答えてなかとぼってん、ないということは、通学路については防犯灯は完全にできてるというふうに理解されとつとですか。そこら辺をお聞きします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

防犯灯につきましては、補助金という形で各防犯協会等から出るということになっておりまして、改めてうちの総務課管轄で防犯灯を設置するということはないというふうに現在のところ考えております。

江口議員おっしゃってるのは、防犯灯を設置する必要がないと町が考えてるのかどうかということだと思うんですけど、防犯灯自体を町でするかどうかというのは、これは議論が必要な部分でありまして、現在のところ各地区の、各部落でここが必要だというときに防犯灯をつけておられるというのが現状ですので、それに防犯協会あたりから補助が出たりすると

いう、そういう形になっておりますから、それを町がやるかどうかというのはまた議論が必要なところだと思います。

○2番（江口孝二君）

3回目やけん最後ですけど、補助金として毎年5万円ずつ上がっておりますよね。ですね。今年度も新年度も上がってます。私が聞きよつとは、これはどういう、12万円の工事費はどいうところに使う予定やったんですか。項目が違うでしょ、2つありますから。今年度は12万円というとの入っておりますよね、24年度の分については。でも、新年度にはそれが抹消されていますので、そこをお聞きしています。前んとの65ページよ。65ページに入るとるよ。

○総務課長（毎原哲也君）

済いません、後ほど答弁いたします。

○3番（所賀 廣君）

61ページの総務費の中で、節区分の19番のところに負担金補助及び交付金ということで328万3,000円、その中で県町村会の負担金が19万8,000円というふうに書いてあります。これはどういった内容でしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、太良町が負担するべき町村会に対する負担の分ということでございます。

○3番（所賀 廣君）

19万8,000円、単純に10町あれば198万円というふうに思いますが、きのうも話が出てました、この負担金の中から町村会として顧問弁護士料を払っておられるのか。で、それ払っているとしたら幾ら払っているのかというのはわかりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その件につきましては、これは町村会に伺ってその内容を見てみないと、町村会は町村会で独自にまた予算をつくっておられますので、どの部分をそこに充てておられるか、あるいは契約を結んでおられるかもまだ確認はできておりませんので、佐賀県町村会とその弁護士のほうとどういう契約をされてるのかというのは、向こうのほうにきちんと伺いを立てないところでは把握できないです。

○3番（所賀 廣君）

19万8,000円ですからそう大きい金じゃないというふうに考えちゃいかんて思うとですよ。出してる以上は、じゃあこの運用は今年度どういうふうにしたのか、どういった項目にこのお金を充てられたのかというのは当然太良町側としてもわかっておく必要があつて思うとですよ。毎年総会があつてるかどうかわかりませんが、その収支決算書、明細書、何

にどういふお金を使われたというの毎年把握していただいて、いつでも答弁できるような準備をしていただきたいと思います、いかがですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まことに申しわけございません。今後、そこまできちんと把握をするようにしていきたいというふうに思います。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、残余については総括でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

直ちに会議を開きます。

総務課長、先ほど答弁漏れがっておりますので、発言を許可します。

○総務課長（毎原哲也君）

江口議員の御質問に後ほどお答えしますということで答えていた分にお答えをいたします。

昨年、通学路防犯灯設置事業ということで12万円計上したのがことし入っていないということで、これはそれをやめて考えんということにしたのかという御内容でございましたけれども、この件につきましては通学路防犯灯の設置を単にしないということではなくて、今後もしょういふいろいろな特殊な事情があるでしょうから、いろいろな議論の中でここは絶対町でせんばいかんとか、そういうのが出た場合に補正で対応させていただくということで、ことしからその分については削除させていただいたということでございます。そういう事情が出てきたら補正で対応したいということでそのようになっておるといふことで御理解いただきたいと思います。

○議長（末次利男君）

それでは……。 （「ちょっと議長、今んと、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

○町長（岩島正昭君）

12万円の件は、予算確保のためにだめでも上げとったということですよ、去年は。最悪の事態、何か急遽あった場合のために、みなし予算のごとして上げとったというわけです。だから、ことしにつきましては、そういうふうな要望があれば補正で対応したいというふうな組み方をやっとするわけでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

続きまして、第3款. 民生費81ページから第4款. 衛生費108ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

83ページ、繰出金のところですが、これがずっと全部国民健康保険特別会計繰出金ということで、保険基盤安定、保険税軽減分といろいろずっと名前はあるんですが、全ての項目において相当の増額をされております中で、次のページ一番上、国民健康保険繰出金の事務費等というとも大体倍額近く、前年度が770万円、今年度がこれを1,424万2,000円。この金額が上がっていったのはいろいろ国民保険税が多くなったということで理解できるんですが、事務費も倍近く増額しなければならないという理由はどこにあるかお尋ねいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

国保特別会計への一般会計からの繰り出しについては、国のほうでこういった項目については繰り出しをというふうなことで指針がっておりますけれども、その中で25年度新たに加えた分が、国保連合会への負担金というのがございますけれども、それが110万7,000円、それとレセプトの審査のほうも連合会のほうで行ってもらっておりますけれども、その審査手数料が380万円程度ございます。この分については以前からも一般会計からの繰り出しに該当しておりましたけれども、その分については自前で何とかやってきたところですが、国保財政が悪化してきた関係上、一般会計から繰り出しを25年度はお願いをして増額になっているところでございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、単純に考えたら、前年度の予算に、770万円に今言われた金額を上乗せした金額になってるという理解でよろしゅうございますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

基本的には今言った分が増加の主な原因で、ここにはそういった一般の国保の事務費とか、あと賦課徴収費、運営協議会費、趣旨普及費、特定健診分とか個々には増減はありますけれども、一番ふえた原因については今の先ほど答弁しました2点が主な原因です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この勢いで繰出金が出ていったら多分また保険税増額を考えなければ対応できないと思うんですが、その予測はどう立てておられますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今、一般会計からの繰り入れの分で、前ページの軽減分の補填とか支援分ということで保険基盤安定の分がございましてけれども、その分については国費とかが一般会計入って町の持

ち出し4分の1と加えて国保のほうにいただいておりますけれども、支援分について率の見直しは国のほうでされております。その分については、27年度からまた増額になってくるように法改正がなされております。それで、支援分についての幾らかの補填がふえてくるだろうというふうな見込みを立てておりますので、実際のところ、きのうも申しあげましたけれども、基本、給付費の半分は国保税で賄わなければならないというのが国保財政の大前提でございますので、不足分は税率等の改定も必要にはなってくるんですけども、23年度に改定をお願いしてまたというのも、この厳しい状況の中では見直しをするというのもなかなか厳しいかと思っておりますけれども、そこら辺は運営協議会等で適正な税率、健全運営をするための税率はどれぐらいが適切であるかというふうなことはお示しをしていかなければいけないかと思っておりますけれども、運営協議会等でも協議をしてもらって、その不足分については法外の特例繰り入れ、今回また多額な特別繰り入れをお願いしておりますけれども、そういった部分で対応を当分は、当分というか、何年かはそういうふうにしていけたらというふう考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

関連でありますけど、私も国保委員会のほうにいたときにこの問題がずっとあったとばってん、ようやく安倍政権になって幾らか景気の上向きというのほうたわれておりますけど、まだはっきり言って太良町では1次産業ほとんど、ミカンにしても、漁師さんにしてもタイラギがとれんという中で、町長にお尋ねですけど、国保に関して今後どういうふうな見解を持っておられるか、この1年、2年先をどういうふうと考えていらっしゃるか、そこら辺をお聞きしたいなと思っておりますけど。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

この件については、国保委員会でも委員の皆様にも申しあげましたとおりに、今太良町の保険関係は国保がほとんどを占めております、国保がですね。だから、これを満額繰り出し繰り出しでは、これは大変だと。社会保険の皆さんたちに対して申しわけないというふうなことで、痛みは国保の皆さんたちも、こういうふうな基金不足の場合は幾らなりとも、全額じゃなくても、約半分ぐらいは町が繰り出して、あと半分ぐらいは皆さんたちで持ってもらいたいというふうなことを前回もお話しして23年度にアップをしたわけでございますけど、このままでいけばまた底をつきます、基金は。今ほとんどありませんけどね。だから、近い将来的にはまた率のアップをお願いしたいというふうに思っておるところでございます。これも景気がこういうふうに戻れば国保税は当然上がってきますけども、収入がない場合は国保自体もそういうふうな金がないもんですから、だから当然アップを考えにやいかん時期が来てるんじゃないかと。ここ数年のうちにそのようなことをやらにやいかんと思っております。

ます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

といいますのも、実はこの前T P Pに反対ということで議会のほうからも安倍さんのほうに、内閣のほうに出したとぼってん、そういうのも含めて、太良町は畜産またミカン、それと1次産業のタイラギとかエビ、そういうのがどんどんまた入ってくる可能性もあるということもあるもんですから、そこら辺を町長の英断によって1次産業を守ってほしい。守ってもらう中で保険料の上げ率も最小限に抑えてもらって、何とか太良町で住んでよかったと言われるぐらいのあれにせにやいかんのじゃないかなという思いがあって質問しました。そこら辺でもう一回答弁もらえれば幸いです。

○議長（末次利男君）

農林水産業費のところ質問してください。

ほかにありませんか。

○2番（江口孝二君）

濟いません、81ページの給料のところですけど、一般職員の数が5人で、本年度は28,661で新年度は33,311でありますけど、これはどういう理由かお尋ねします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これまことに申しわけございません。一般職級5名と書いておりますが、一般職級の9人ということで、濟いません、御訂正をお願いしたいと思えます。実は、国保の担当の係の分をここに入れておるわけですが、その人数を入れていなかったということで、御訂正をお願いしたいと思えます。もともと5と上げておりますが、9ということで訂正をお願いしたいと思えます。

答弁が漏れておりました。給料が上がったということでございますけれども、1人産休から復帰をいたしまして、その分を今回入れたということでございます。

○2番（江口孝二君）

産休の場合は幾ら、年度で違います、何年間休まれるとか、その場合にどのくらいぐらい給与が町から出されておるのかわかりますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

長さというのは本人の申請で、最高ちょっとわかりませんが、本人が今回約1年請求されましたので、その分休んでいただいたということでございます。支給につきましては、給料あたりは全く出ないということになっております。ただ、これも私も定かじゃないですが、後ほどまた詳しくは説明したいと思えますけれども、そういうことで給料は全く出ないとい

うこととなります。

○3番（所賀 廣君）

主要事業一覧表の5ページに連番23で予防費、ここ説明欄を見てみますと、健康診査ということで肺がん検診から乳がん検診まで約7項目ぐらいあります。まだ決算じゃありませんけど、ちなみに検診率というのがここ二、三年どういうふうな推移になってるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

手元に昨年と今年度の数値しか持ち合わせておりませんが、昨日も申し上げましたとおり、昨年度実績からすると若干落ちぎみというところがございます。項目別に申し上げたがよろしいですか。で、大体検診は集団検診と施設検診、病院で直接行って受ける分と2パターンございますけれども、昨年度までは12月まで施設検診はしておりましたけれども、今年度、24年度については2月までということで施設検診、なるべく多くの方に検診をしてもらおうということで2月まで延ばしております。その間、1月、2月で施設で検診を受けられた方が523名ほどおられます。全体からすると若干数でございますけれども、昨年全体で7,285名の方が検診を受けられておりますけれども、それからすると8%ぐらいは伸びたのかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この7項目を見てみますと、胃がん検診だけ40歳から74歳までが集団、75歳以上が施設、つまり病院でということと解釈します。それと、その下の段の前立腺がん検診の55歳以上の男性が対象ですよというふうに認識しますが、その下に40歳から64歳までは集団でお願いします、65歳以上は施設でお願いしますというふうに書いてあると思うんですが、じゃあ50歳以上の男性が前立腺がん検診の対象であるにもかかわらず、40歳から64歳までは集団でお願いしますというふうに理解するわけですが、これはどういう意味ですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

大変申しわけございません。ちょっと説明不足で、検診名の横に書いてある数値等が対象者の数値であって、その下の段の集団の前に40から64というふうに明記をしているのは、集団検診40歳から64歳までを対象とした集団、総合健診ですね、そういう意味合いで明記を、ちょっと説明が足らず申しわけなかったと思います。で、胃がん検診については40歳から64歳の検診ともう一つ、胃がん検診だけの集団検診で40歳から74歳の集団検診を行っておりますので、そういった集団検診とか施設検診でもどちらでも受けられますよというふうな意味で説明書きを入れておりましたけれども、ちょっと説明足らずで申しわけなかったと思います。

○3番（所賀 廣君）

ちょっとわかりにくいか、3回しか聞かれんもんですから。じゃあ、きのうも言いましたけど、受診率がさっきの答弁だと若干落ちているというふうに言われましたので、受診率をぜひ上げる、即イコール国保の給付等にもかなり影響してきます。きのうも言いましたとおりでと思いますので、このPRですね、ぜひ受診してください、この検診をというふうなPRの方法というのにも考える必要があるとやなかかというふうに思いますので、今年度どういふふうな計画をなさっておられるのか、その辺十分考えてしていただきたいというふうに思います。

それと、受診率が減っているということは病院に行く人間がそいぎふえとつとかな、その割には太良病院の患者さんが減つとんというふうに、何か変な想像してしまうわけですが、そのへんの太良病院に行かれる患者さん、今減つとるわけですが、その辺との受診関係との兼ね合いといいますか、何か思い当たる節はございませんか。

○健康増進課長（田中久秋君）

まず、受診率の件につきましては、対象者が毎年40歳から受けられる、50歳から受けられるということで、対象者の該当者が年々と、女性の検診の子宮がんとか乳がんについては2年刻みとか5年刻みとか、そういった対象者が若干変わってくるので、その年、年で若干の変動はあって、昨年とことしと比較した場合は若干落ちているという現実がございますけれども、今回検診を受けられてがんの発見者というのがかなり、23年で3名の方ががんが早期に発見されて治療をされているということですが、24年度については13名の方が発見されて早期治療に当たられているというふうなことで、検診の効果というのは十分に出ているというふうに思っております。

で、医療費の関係で、国保については年々被保険者が当然後期に移りますので減っていきますので、件数と費用面で考えたら、うちのほうで国保担当しておりますけれども、被保険者は減って医療費が伸びているということはそれだけ重い病気がふえているのかなという感覚はありますとともに、医療の高度化ですね、医療単価が伸びて、高度医療が年々進歩して高度な医療が受けられるようになってきましたので、その関係で伸びてきているのかなというふうな感覚は持っております。今、車社会で結構どこでも、あそこの先生が有名かけんがというふうなことで結構移動を簡単にできますので、町内じゃなくて町外のほうに治療に行かれてる方もふえてきているのかなというふうな、ちょっと漠然とした私の感想ですが、そういうところでございます。

検診につきましては、昨日来から議員さんおっしゃるとおり、とにかく検診を多く受けられることによって医療費の抑制にもつながってくるというふうな、十分私どもも認識しておりますので、検診のPRには力を入れていきたいと思っております。で、今年度、25年度につきましては、今保健推進員さんを通じて調査をお願いしておりますけれども、24年度まで

は対象年齢の方には一律にはがきを、検診の通知を一律に発送しておりましたが、職場で受けられる方もいらっしゃるし、農協のほうでも検診をされておりますし、各事業所でもされたり商工会でもされたりと、町全体の集団の対象者になる方がどれだけの方がいらっしゃるかというふうな、なかなか判断が難しいわけですが、そういったところを年齢該当者の方に全町民の方にアンケート調査で、私は職場で受けますというふうな、私は集団で受けますというふうなことできちんと整理をして、町の検診を受けたいと言われる方には直接また通知をするような形にして、町の検診を希望される方にはそういった感じで通知をしてPRも進めていきたいというふうに考えております。

○6番（平古場公子君）

4ページの連番21、これは新規ですけど、不妊治療費補助金20万円掛け10人とありますが、これは少子化対策としてしてあると思いますけど、内容と手続はどんなふうにされるのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

25年度から新規で不妊治療助成を行うようにしております。不妊治療については、県が既に実施をしております。基本、県の要綱に沿ったような形で町の実施要綱を作成しております。対象となる治療については、県が体外受精と顕微授精という高額な治療の分だけが対象となっておりますけれども、町としては安価で受けられる人工授精も助成の対象にしたいというふうなことで、県の要綱と違う分については人工授精も加えております。助成対象者については、町内に1年以上居住をされている夫婦で住民登録をきちんとされている方で、治療終了後も1年以上引き続き居住するというふうなことで対象をしております。助成額については1年度の限度を20万円としておりますけれども、保険治療に該当しない治療で、治療費の7割分に県の助成等を差し引いて残った分に助成をします。で、年間20万円を限度とするというふうにしております。県の助成が15万円の初回が年3回までは受けられると。次年度からは15万円の2回までは受けられる、で、通算で5年間というふうになっておりますけれども、町としてはそれに上乗せした形で、年間20万円を限度で引き続き5年間は助成をしたいというふうに要綱を作成しているところであります。

もう一点は何やったですか。よかですか。

以上です。

○6番（平古場公子君）

これ年齢制限はないんですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

特に年齢は制限は設けておりません。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の1ページですね、一番下の町民福祉課の生きがい対応型デイサービス事業です。予算書の85ページの一番上になります。これは、私たち議員も議案調査ということで、社協さんの委託事業ということでしおさい館のほうにも足を運ばせてもらいました。それで、介護予防費用というのもいろいろあると思いますけれど、この事業に関しましてはどのような方々が対象となっているのかというのを、例えば要支援ですとかそういうのがあると思うんですけど、そこら辺をお聞きしていいでしょうか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

老人福祉総務費の生きがい対応型デイサービス事業の対象者という御質問なんですけども、この対象者につきましては要介護の認定を受けてらっしゃらない方でおおむね65歳以上で独居の方か、あるいは家族が仕事等へ出られて昼間独居の状態の方、そういう方たちをできるだけひきこもりの状態をなくして外に出ていただいて、しおさい館でいろんな健康チェックとかしていただくというような方々が対象でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

今の要介護でない方で65歳以上、大体ですね、で、独居か昼間独居になることを対象と。そういった対象と言われるのが大体何人おられて、そのうち何名が来ておられるかというのわかりますかね。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

実際、このデイサービスに参加をしたいとみずから申し出になられる方もおられますし、逆に私ども介護予防事業の中で2次予防事業、介護の必要があるかもしれないという方を毎年アンケート調査を実施しております。そういう中で、こういう方は独居でひきこもりの状況であると判断した場合は、生きがいデイサービスに参加をしませんかとこちらから呼びかける場合もございます。あるいは、自分から参加をしたいというふうに言われる方もございます。今現在、63名の方が参加をされております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

役場のほうで、ぜひ出てきてもらいたいという方々についてはアプローチというか、はされてるということですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほど若干触れましたけども、2次予防の対象者のアンケートの中で項目をチェックいたしまして、独居でどうしてもひきこもりだというような形の方がいらっしゃる場合はこちら

からお声かけをする場合もございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

予算書の99ページ、区分の13の委託料のところの一番上、自殺対策講演事業委託料で40万円組んでありますが、これはどういう人を年間何回ぐらい予定されているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

講演事業委託料ですけれども、これについては、現在青少年育成町民大会のときに講演を行っておりますけれども、社会教育課とタイアップして自殺予防ということ、青少年育成とうちの自殺対策と合わせたような形で、青少年育成町民大会のときの講演料としてうちのほうから一部出しているところなんです。今年度については大竹七未さんを講師として、一昨年は野球の村田兆治さんですかね、をお呼びしたところでございます。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、これは講演料の一部として、これだけ高額な講演料が取られる対象者になってるわけですか。そしたら、ちなみに大竹七未さんが1回の講演で幾ら講演料はなっておりますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

町民大会のほうで実施しておりますので宙に覚えてないんですけども、うちのほうから60万円と町民会議のほうの予算で十何万円、70万円か80万円ぐらいだったかと記憶しております。

以上です。済いません。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の104ページの火葬場指定管理料、13の委託料ですね、これが昨年と若干上がってるみたいですので、大体指定管理料は何年間という契約で、途中で上がるのはどうしてかなということでお尋ねしたいんですけど、どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

指定管理の委託料ですけれども、新火葬場が平成23年4月1日から供用開始しております。その時点で、今年度ですか、24年度に31万円の増額をお願いしております。その分につきましては、23年度1年間の実績をもとに、電気料が不足していたために24年度は増額させてもらいました。今年度また39万9,000円ほど増額ですけれども、この辺につきましては九電の

ほうから料金値上げが今年度25年度で行われますということで通知をもらっております。その分に対しての39万9,000円の増額をお願いしてるような状況です。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、これは電気料だけの問題で、ほかには問題はないということですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

電気料だけをお願いしております。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、予算書の89ページの総合福祉センターのほうの指定管理料は昨年と同額で上がってないんですよ。そっちのほうはそういう問題はないということですか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

総合福祉保健センターはしおさい館の管理委託料ですので、昨年とは変わっておりません。先ほどの影響はございません。

○11番（坂口久信君）

今んとに関連してですけれども、しおさい館はそういうふうな状況と。火葬場のほうは年々電気料等が上がると。油代も上がってもおかしゅうはなかつかなという気はせんでもなかとばってん、その辺の企業努力はされておられるのか。社協のほうは、例えば電気一つとっても、何かね、あいば設置をして電気料の抑制をされているような状況で、なるべく電気料を抑えるような状況はつくってもろうとるわけですけれども、火葬場のほうは全く必要経費の要るだけというふうなことでどんどんアップしていきよると。やはり、その辺の企業努力を担当課あたりはどうか、油にせろ、例えば電気にせろ、どのようにすれば火葬場が経費の削減ができるかというような話し合いあたりはされておられるのかどうかね。その辺について。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

協議してるかということですが、毎年実績を出していただき、それに伴い経費等も検討をいたしております。今年度25年度につきましても実際の指定管理からの要望額等が出ておりましたけれども、中身についても精査させていただき、それについて電気代だけは今回はお願いしようということで、先ほど言われる燃料等についても企業努力でお願いいたしますということで、こちらからの要望も伝えてるような状況です。

○11番（坂口久信君）

そいけん、今言うごと、されとって言われればそれまでばってん、そこんにきの努力の仕方というかね。社協あたりはいろんな考え方で、企業努力で実際言うて電気料も上げんよう

な、社協自体が経営のよかけんその辺も含めて上手にやりよっかは別として、いろんなシステム等を考えてですよ、油は抑えとって、中で話し合うてこんくらいにしてくださいというふうなことで、まあ納得されとっかどうかは別として、電気料はどんどんどんどん上がって行く、毎年。それを全部認めるじゃなくして、どっかで削減ができる分な削減していかんざんと、庁舎でも同じこっじゃなかね。電気ば一っちょずつでん消していくような状況たい、はっきり言うて、電気料削減のためにですよ。

そいけん、火葬場も毎日火葬があるわけでもなかわけやけんが、その辺どこに電気あたりが必要なのか、必要じゃないのか、ここは全部つけとかんばいかなのか、1本ぐらい消していいのか、町民の皆さんも、こんくらいは電気料が上がったなんかしゅうぎ、ある程度理解を求めるて思うわけね。真っ暗うしとるわけでもなかとやけん、電気料の節減のためにぎゃんしとっとですよて言えば納得してもらおうわけやけんが、その辺の、あなたが、課長がずっと見て、そしてここはこいでよかつじゃなかなと、これはこいでよかつじゃなかなというふうなことで点検をして、そして削減さるるところは削減して、それこそそこが企業努力やけん、ただ話し合いで、あなたが例えば電気料ばこんくらいにしてくんしゃいち言えば、相手は嫌て言わっさんくさいね、そりゃ。そうじゃなくして、本当の削減を実施したほうがよかつじゃなかなて思うけん、それは町民の皆さんも多分理解してもらおうと思うけん、その辺な特に注意して削減して、無駄な金を省くというふうな状況をつくってもらいたかと思ひますので、ぜひそういう話し合いを持って検討していただきたいと思ひます。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますように、指定管理者のほうとも再度協議等を重ねて、削減できるようなところ、またそして私たちの担当、私初め火葬場のほうにも足を運びまして、研究、勉強していきたいと思ひます。

○11番（坂口久信君）

そいけん、管理者にあなたたちが無理なことを言うたらいかんとよ。そぎゃん、おいが言うたけんというて、こがん質問のあったけんというて、そういうんじゃなくして、お互いが話し合いして、そして下げるところは下げていくというふうな考え方を持ってもらわんとさ。その辺な、もう答弁要らんけんね、ぜひお願いします。

○6番（平古場公子君）

主要事業の6ページですけど、予防接種のところでは日本脳炎の予防接種1期、2期と書いてありますけど、日本脳炎の予防接種後に、去年やったですかね、3名か何名か子供が事故がありましたけど、一時停止をされたと思ってるんですけど、1回受けて2回受けんばいかなという人がかなり迷ったごとしとなさっとですけど、そういう指導というのはいないんですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

対象年齢は20歳までとかなり幅がありますが、標準的な接種時期というふうな年齢、この年齢のときに初回を打たせてください、追加はその後どれぐらいの期間を追って打ってくださいと。そして、追加は何年後かにまた打ってくださいというふうな標準的な接種時期というのを厚生労働省のほうから示されております。その対象になる方には個人通知を実施をして、受診勧奨をしているところであります。

○6番（平古場公子君）

そしたら、続けて打ってもいいということだと思いますけど、太良病院のほうにお尋ねしますけど、子供は小児科のほうで接種をしたいというのが当然だと思うんですけど、予防接種に関して小児科のほうで対応できるのかどうかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今年度は全て小児科のほうで対応してました。来年度からも小児の健診、予防接種は全て月、水、金の午後で対応するという、そういう約束の上で医師の派遣をしていただくと。そういうことで話はしてます。それと、つけ加えですけど、学校に健診に出向いたり、そういったところもその来られた先生が出向くと。そこまではお約束をいただいています。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、次に、第5款、労働費109ページから第7款、商工費130ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の112ページの19の多良岳オレンジ海道を活かす会運営費負担金で、この協議は今どういうことを協議されてるんですか、事業の流れとしてですけど。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、作業部会での検討、協議を終えまして、2月の下旬ですか、委員、監事の合同の会議がございました。その中で、新年度の事業案について各委員さんから御承認をいただいております。そういうことで、25年度からオレンジ海道を活かす会の事業がスタートするとうような状況でございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

活かす会の事業がスタートするで、その事業の内容はどういう内容ですか。そして、これは鹿島、太良のJAですかね、3者合同でよかったですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。JAさがみどり地区の鹿島市、太良の営農事業所が事務局となり、事業を進められることになっております。主な内容といたしましては、荒廃園の減少対策、それから荒廃園の抑制対策、それから担い手の育成、この大きな3本の柱で実施をされる予定になっております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

今、3種類言われましたけど、そういうとにはどういうふうに対応していこうとして、協議の話はどういう事業の内容なのかですね。どういう活動をして荒廃地とかそういうことをなくしていくという話をしていらっしゃるのか、そこら辺はどうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

この事業の取り組みは10年間を予定をされております。まず、25年度から27年度まではモデル地域を指定をいたしまして、国の交付金事業等を活用しながら、それと市町の助成も受けながらモデル事業を3カ年実施をされます。荒廃園解消策といたしましては、放牧による荒廃園の解消、それから転換作物の栽培、それから体験型農業の展開というようなことになっております。それから次に、荒廃園の抑制対策といたしまして、棚田栽培の取り組み、それから観光農園の取り組み、果樹園の中間保有ですね。農地バンクというのを設置をされて、そこでJAさんが借り手が見つかるまで中間保有をします。そして、借り手がいらっしゃったら、そのバンクが中に入ってあっせんをします。あともう一つが担い手の育成策というようなことで、集落への啓発活動や情報ネットワークの確立というようなことで取り組みを予定をされております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

予算書の120ページの林業振興費の中で負担金補助及び交付金という中の一番下、森林整備加速化林業再生事業費補助金が1,219万円計上されてるんですが、昨年度これが685万8,000円計上されて、きのうやったか、減額補正で571万3,000円減額して、これを計算しますと実際は114万5,000円しかこれは使われてないわけですよ、私の計算が間違っていなかったら。そして、去年は114万5,000円しか使っていないのにことは1,219万円、これは大変太良町の目指すところでいけば広葉樹林化とかなんとか、町長もそういう腹づもりでおりますという答弁を何回でもいただいているように、これは最大限有効活用して広葉樹林化とかなんとかというごたつとの事業を立ち上げてでもどんどんやっていく費用と思うんですが、去年の実績がどうしてたった114万5,000円だけの実績に終わって、ことしこれを全額使ってもまだ足りないほど太良町の町有林とか再生化はやっていかなければならない事業だと思うんで

すが、そこら辺をお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

先ほど、牟田議員おっしゃいました昨年度の補助金の百何万円というのが内容がちょっとわかりませんが、昨年度は決算見込みで640万円ですね、640万円の歳出見込みをいたしております。それは、高性能林業機械フォワーダの1台分の購入の補助でございます。今年度につきましては、同じく高性能林業機械の整備というようなことでスイングヤーダー1台、これが事業費で1,600万円、その80%、消費税を引いた後の80%ということで1,219万円今回当初予算でお願いをしてるところでございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今の説明では、事業費というよりも機械費がほぼ主で、機械は機械であがんとせんなら、事業そのものは伐採とか植栽とかそういうこととを考えていただいたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

国の補助事業のメニューといたしまして、森林整備加速化林業再生事業というのが、補助事業がございます。その中で、1つ目は高性能林業機械の整備に対する助成と、それから間伐に対する助成、もう一つが下刈りに関する助成というようなことで、一般会計の森林の予算では林業機械の整備の助成というようなことで予算措置をいたしております。特別会計におきましては、間伐と下払いの助成というようなことで今回計上をしてるところでございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

項目としては今のところにつながっていきませんが、間伐材を聞いてみたいと思いますけど、今間伐材を森林組合さんがどれぐらいストックされておられるのか、また、ただ切っただけで山に放置されたような間伐材が見受けられるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

以前は、切り捨て間伐というようなことでそのまま山に放置をされておりました。これの有効活用ができないかということで、作業路の整備をしながら間伐を進めて、現在では搬出間伐というようなことで全て搬出をいたしまして市場のほうに売るということを、委託を町がしとるところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

どうして間伐材聞いたかといいますと、竹崎、道越あたりでカキ焼きいかだがあると思います。ほぼ8メートルぐらい要するということですね、間伐材が8メートルぐらい。もしくは4メートルを2つに合わせるというふうなことで聞いておりましたけど、ある方から、間伐材の全然なか、森林組合に問い合わせてもなかって言われた、製材所等にも聞いたけど間伐材が全然なかけんがいかだがつくりかえられん、つくりかえが何年に1回されるかわかりませんが、要するに間伐材が全然ないということでしたので、それはちょっと困ったねと言いながらも、森林組合さんにもストックがないしというふうなことです。

当然、太良町から買いたいという気持ちもあったと思いますが、これは糸島市モデルとして新聞に載ったわけですけど、間伐材流通の糸島モデルということで、これは市がある程度補助をしておられます。当然、先端とか根元あたりのチップ材についてはトン当たり3,000円ぐらい、それに採算が見合うような補助をして市内の商業施設で使える地域通貨等を交付するとか、あるいは貯木場あたりを市がつくってそこに間伐材をストックをしようというふうな計画で、今度糸島モデルということで新聞に載っておりました。当然、いかだあたりも困るわけですから、太良町も乗り込んでいただいて、糸島あたりをお訪ねしていただいてもよかて思うとですけど、ここにストック品があれば、じゃあ町があっせんしてそういった事業もやろうかというふうなこともしていただければ、いかだ養殖あたりの業者さんも随分助かられると思いますが、その辺どう考えられますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、主に間伐をされている木というのが、結構樹齢が高くて口径の大きな、主伐でも出してきたような立派な間伐材でございます。で、いかだというと、私が認識してる限りでは竹とか、直径にしたら大きくても十四、五センチぐらいかなというような認識を持っております。そういうことで、いかだに向くかどうか、その辺も含めて、上司とも相談しながら森林組合さんとも検討をしていきたいなと考えております。

○3番（所賀 廣君）

今、竹で言われましたけど、竹は全て恐らく杉を使われてると思います。太良で間伐材として出すより商品として出したほうがということがもしあるとするならば、やはりこういった、市と町ですけど、相談をしてみて、購入可能であればその辺のところも町も乗り込んでやってもいいというふうに思うわけですよ。町でストックができないなら、じゃ、よその市町の間伐材がどういうふうな実態になってるかというところも調査をしていただいて、その辺の購入等にも町が力をかしていただければいいことではないかなというふうに思うわけです。ない場合にどうするかというところで、こういった考え方はどう思われますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ただいまの話の中では、カキのいかだですか、いかだの補修というか、材料というようなお話をされておりますが、カキのいかだについては鋼管いかだというようなことで、鋼管軸ですね、あれを国、県の補助事業を活用して大分整備をしたところでございます。漁業者のお話だと、竹とか木だと長持てをせんと。耐用年数が短いということですね。そういうことで鋼管軸のいかだを整備をしたところでございますので、鋼管軸のいかただけじゃなくて、その附属として間伐材がどうしても必要になられるのかどうか、その辺も漁師の方とお話をして、そういうふうに鋼管軸とは別に必要ということであれば、こちらのほうも検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、従来は切り捨て間伐、そして今は利用間伐というように変わってきた、推進といいましょうかね、そういうふうになったということで、それを商品化すると、利用間伐ということですね。そして、搬出をし、車が着くところまで搬出をします。そういう経費が相当かかるわけですね。そうしたときに、せっかくもったいないという部分もございましょうけれども、今おっしゃるように樹齢もある程度たつとるということで、用材として使えるんだというような話であろうと思えますけれども、その経費を引いて残りというのはどうですかね、その違いというのは。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

24年度の実績見込みといたしますか、確定ではございませんが、実績見込みでいいますと、間伐の総本数が杉、ヒノキ合わせて1万500本程度でございます。立米に直しますと900立米というようなことで、売り払いの収入が164万3,000円程度になっております。

以上でございます。

お答えをいたします。

経費が約100万円程度でございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

主要事業の8ページで、畜産業のやつの口蹄疫んとかが昨年もことしも消耗品でずっと載りよつとばってんが、鳥インフルエンザが入ってこんごととか、そういう予防とか昨年度からしたやつの余りとか、そういうやつはどういうふうな取り扱いになりよつとですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

畜産防疫用消耗品というのは、鳥インフルエンザあるいは口蹄疫が発生した場合に速やか

に購入をして畜産農家さんに配付ができるようにというふうなことで予算措置をいたしております。通常、その年度で発生しない年度については、年度末で補正で減額をいたしてるところでございます。現在、町で口蹄疫関係等々でストックしているものといいますと、消毒用のマットを保管をいたしとるところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

この備品に関しては、賞味期限といいますか、そういう部分は一年一年消耗するものですか、それとも1年たったら破棄するものですか。ずっと継続して使えるものですかね。そこら辺をお尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

仮に、購入してストックをするということであれば、クレンテという口蹄疫用の消毒薬があります。それから、鳥インフルエンザ用のオスバン、こういうものは四、五年はストックが可能かなと考えております。一番金額が大きい消石灰についてはどうしても長期間には不向きかなというようなことで、こういう消耗品については発生したときのみ購入というようなことで運用といいますか、そういう取り扱いをしてとるところでございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですが、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

午前中に引き続き、第5款・労働費109ページから第7款・商工費130ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

○3番（所賀 廣君）

主要事業一覧表の11ページ、企画商工課の分ですが、特産品振興施設整備事業で本年度7,500万円、過疎債を運用に充てる事業になると思いますが、第4選果場跡地につくるべく建物、建造物といいますか、こういったものを含めて現在の進捗状況はどういうふうになっているのでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

現在の進捗状況につきましては、設計監理の委託をいたしておりますので、その辺で今設

計をしていただいているところをごさいますて、今月末にはでき上がるようになっております。
以上です。

○3番（所賀 廣君）

これ設計監理を委託して急ぐのはいいと思いますけど、その前に用地の確保をどのように考えるかというのが一番先に重要な課題になってくると思います。御存じのように、国道に面した入り口付近になると考えられますけど、野口建材店さんの用地が約270平米ぐらいあります。どうしてもこの用地は確保するべきものではないかというふうに考えたときに、じゃ、その代替地としてどういうふうに考えるかもポイントになると思いますが、野口建材店さんの前に町道が走っております。今の白水食肉さんの屠場のところですか、あそこの手前までで大方、正確な数字じゃございませんですけど、町道の面積としては211平米前後ぐらいあるのではないかというふうに思います。御希望かどうかわかりませんですけど、ここを代替えとして交換してもよいと考えますが、面積的に考えて270平米対211で若干町道のほうが少ないような感じがいたしますけど、この辺は面積をもう少し広げて、じゃ、交換してくださいというふうな相談も、こちらから持ちかける問題ですので、非常に重要なことでありますので、この問題を先に解決するべきじゃないかというふうに考えますが、町長、その辺どうお考えになられますか。

○町長（岩島正昭君）

確かに、議員おっしゃるとおりに、野口建材店の前、国道から町道になっております、グラウンドのどこまでですけどね。で、野口さんとが農協当時に名義変更ができなくて、正方形の形で270平米ございませんですけども、一応野口さんの要望としては家の前にそれを代替えしてもらいたいと。それは当然のことと思います。だから、そっちにやって町道を建てかえてということをお願いしておりますけども、要望として、普通、交換という形は等積交換ですけどね。等積で、同じ面積でやりとりすると。で、野口さんのほうが、それじゃちょっと、場所も場所だからちかっとプラスアルファで多目にくれんかというふうな要望等があつてるようございませからね。だから、今企画商工課長に私が指示をしてるのは、副町長を頭で、そういうふうな幾らでも何案かつくって、等積ということが向こうが幾らかプラスアルファでくれということであれば、そういうふうなことはできるだけ向こうの要望に沿うような形で交渉を進めろということで、議員おっしゃるとおりに、設計委託なんかも先ですけども、まず用地が先だということで、早急にそれを進めろというふうな指示をいたしてるところでございませ。

○3番（所賀 廣君）

黄色の部分が野口建材店さんで、緑の部分が町道です。500分の1ですので、勝手にスケールで当たったところで大体211平米ぐらいじゃないかなというふうに思いますので、副町長を頭にとりうふうな今町長の答弁でしたけど、じゃあ、それこそさっきの等積じゃござい

ませんが、どれくらいぐらいをめどに交渉に挑まれるのか。例えば、町道を含めて、野口さんが270あるからうちが300ぐらいで考えるのか、350ぐらいで考えるのか、この緑の線の手前に町道の新たな建てかえというふうに考えておられるのか、その辺の面積的なところもお尋ねしてよろしいですか。どれぐらいというふうに副町長お考えですか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

実は、先ほど町長が申しましたように、私も座長として今検討しておるところです。それは、まず野口さんのほうは御存じのように四角で国道にきれいに面してるというふうな、形状も大変いいような内容でございます。うちのほうは、先ほど言われるように、野口さんの前となれば町道との交換となってくるだろうというふうなことで、区画的にも変形したような形に今のところなっているわけです。そこら辺を、近くの税関係でいう評価額に直して、面積で、本当は町長が先ほど言いますように等積なんでしょうけれども、金額で一回見て、どのくらいの面積をじゃあ野口さんのほうに多くやって、野口さんの評価額に匹敵するのかがというところを、今税務課のほうにお願いしております。それで、税務のほうも今申告時期で忙しいというふうなことだったわけですが、そういったことは言うちゃおられんけんが何とか早く出してくれというふうなことで、今税務課長にお願いしてその辺を対応してるところでございます。それで、それが出た暁に野口さんのほうにも、金額的にこうこうなるからこれくらいでどうでしょうかと。場所的には野口さんの要望を聞きながら、ここら辺でこのくらいの面積で金額的にはこうですよというお話を早急に持っていきたいというふうなこと今段取りをしているところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今の言葉を聞いて随分安心するわけですが、この9,600万円というお金をつぎ込んで町のものにしたのは町民皆さんが知っておられます。で、何しよっとかい、何のでくっとかいということで話が先走りするところもありますので、設計より先にといい気持ちは誰でもあります。早急にこれを、早目に解決していただいて、ほいできれいな青焼きができるように急いでやっていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の11ページ、今の下ですね、企画商工課の東京秋葉原日本百貨店出店者補助金ということで、敷金の半分、あとテナント料の1年分の半分ですね、上がってますけれど、この事業の大体の概要をまず説明していただけますでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

異業種交流会のほうでいろいろ販路の拡大等、それから特産品の開発等行ってらっしゃ

いましたけども、その中のメンバーの方たちが販路の拡大ということで東京のほうに出店をしたいということで、今回秋葉原のほうに出す予定をされております。それで、主要事業のほうにも書いてありますけども、テナント料が坪の3万9,900円と、それと8坪ですね、それから敷金が同じく坪3万9,900円の8坪と3カ月分ということで、合計いたしまして、この分の半分を町が補助をするということで239万4,000円計上をいたしております。この事業につきましては、佐賀県のほうでもまだ、今準備はされてますけども、県内の市町もまだこういう事業をやっていないところに太良町が先駆けて、太良町の食を陳列をいたしまして太良のアンテナショップを開きたいという意気込みがございました。それで、町といたしましては、大体10事業者なんですけども、その半額を補助をするということで提案をさせていただいております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

東京のほうに太良町のアンテナショップを設けるということで、非常にいい事業かと思えますけれど、今10事業者ということでしたけど、こういった業種の方が集まっているのかも聞かせていただけますでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

わさび苑さん、それかららくのさん、それからミカンの山内さん、食肉の白水さん、それから果実農業協同組合、秀島酒屋さん、それからバラ干しのりのほうですね、それから田嶋畜産さん、ひさごの川島さん、それから永渕畜産さん、このメンバーになっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

これがとりあえず1年、初年度ということですが、これはやってみて反応が、結果もうちょっと継続してくれといった場合はどうなるのか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

この事業主さん方の秋葉原の出店のほうは3年間継続してやられるということでございます。ことし初年度で半額補助金を組んでおりますけども、来年度以降はまた上司とも相談をしながらどうするかは決めていきたいと思っております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

今の田川議員の質問に関連ですが、太良町も6次産業化ということで今頑張っていこうかというときですので、6次産業を実践するためにはどうしても必要な太良町のアンテナショップだと思います。都市交流の拠点になる場所だと思います。ただ、秋葉原が、食品、食べ物関係のアンテナショップでここが一番適切かという、向こうでアンテナショップをしてる

人たちと連絡とってみてしたら、秋葉原はどうしても電気関係、若者関係が多く集まるところで、食品関係は高くついてももし出すなら銀座のほうが一番じゃないでしょうかという、向こうにおられる方の意見はちょっと聞いてそういうことですので、一応試験的に、今回は向こうのビルのオーナーか何かとの交流があつて、向こうの好意で、ここに太良町専属のアンテナショップをしたらどうかというようなあれを受けてそっちのほうになったというような話を聞きましたので、将来3年ぐらい試してみても銀座のほうがいいなということがあつたら、少々高くついてもいいところがいいですから、そこら辺を3年間ぐらい勉強していただいて、その後は6次産業を進める意味でも、都市との交流がなかったら6次産業はただ夢だけですので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

確かに、秋葉原のほうは、異業種交流会のほうで講師としてコンタンという会社の社長が来られて、日本百貨店という場所を持つてるということで、ここにアンテナショップとして店を出さないかということがございましたので、初めてのことですけれども、やってみようという方がいらっしゃって申し込みをされたところでございます。ですから、今言われたように、特に銀座あたりとか渋谷、新宿とか、あの辺なんかは結構お客さんも多くて向こうはもっと売れるんじゃないかなという気がいたしますけれども、値段の問題もありますので、その辺は勉強しながらまた、これから先どうなるかですね、やる気のある人たちばかりですので、研究をして店を広げるか移すかしていかれることと思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

主要事業の10ページの連番、中小企業の融資の事業ですけれども、この事業の今どういう状況なのか。何名ぐらい例えば借入れ等あつて、その運用状況はどうなつておるのか。

○企画商工課長（松本 太君）

中小企業融資預託貸付事業のことだと思いますけれども、平成21年度から状況を申し上げます。

申込件数が21年度で15件ございまして、保証になつたのが10件ですね。22年度は21件の申し込みがあつて保証が14件、23年度が20件の保証が15件ということになっております。保証協会への保証の率ですけれども、保証料ですけれども、21年度は130万3,000円、22年度が165万1,000円、23年度が136万円ということで、若干ふえております。一応、ことしの今の状況でも少しふえておりますので、この融資を利用されている方は結構いらっしゃるようでございます。

なお、ここに書いておりますように、運転資金は500万円で設備資金は700万円ということで、最高限度額は700万円までとなっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

こう見よれば久しぶりに貸し付けも結構ふえてきよる状況、当時は余りなかったかなというふうなことで、利子補給をしていただいて本当にありがたいなとは思っておりますけれども、非常に今景気の悪かったり何かして、貸し付けにしても審査が非常に厳しいような状況ですよ。その辺の、商工会と企画商工課話す中で、銀行が入るもんですから、銀行の査定が非常に厳しいような状況ですので、少しは、20件のうち10件とか、半分以上は貸してもらいよるような状況でまあまあよかかなという気はしておりますけれども、ある程度地元根づいた企業があれば、ほとんど根づいた企業ばかりですけれども、そういう人たちには、少しは先を見て緩やかな貸し付けをあなたのほうからでけんかというような状況をしていただければありがたいなと思っております。中身を見られて非常に厳しいような状況、銀行がちょっと無理よって言うごたる状況じゃ地元の企業は守れんわけ、実際言うて。

そいけん、利子補給していただくことは本当にありがたいことでもありますけれども、利子補給にしても、中小企業あたりはこのぐらいしかちょっと言えば中小企業の補填というのがなかわけですから、ほかのいろんな産業、農業、水産業含めてある程度の公平さという、いかにばってんが、そいでもここに利子補給ば例えば全部見ても、考えようによっちゃほかの産業からすればわずかなもんで思うわけですね。こう見よっても、利子補給は年間100万円ちょっとか、せいぜい100万円ちょっとぐらいの状況ですよ。そいけん、全額補給してもそがんだして上がらんと思うですけれども、その辺の考え方についてはどうですか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

利子補給につきましては、今坂口議員言われるように、町の中小企業の方々がこの融資を利用して、申請されて利子補給を受けられるのが一番いいと思っておりますけれども、査定につきましては当然商工会のほうとも、うちとお話をして商工会から出させていただきます。ただ、保証協会のほうに行きますので、どうしてもそこのほうの査定が厳しいかなとは思いますが、うちから出す分に関してはなるべく出せる分に関しては出していきたく思いますし、事業につきましては、利子補給につきましては今のところはこのままでいきたいなという感じがいたしておりますので、いろいろな要望等ございましたら、また上司と協議をいたしまして、変更できるものであれば変更していくというふうで持っていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

いろんな町も事情はあろうし、私が言うようによそとならくらべしても非常に中小企業は本当に、まあ補填してもろうたり何かすつとがよかとは思いません、自立ですつとが一番よかと思っておりますけれども、そういう部分について、中小企業が余り恩恵にあずかったらんとい

うような状況でもありますので、その辺な町長含めて検討していただいて、その見直しについても公平さを欠くようなことがないようにしていただきたいと思ひますし、これは担当課だけじゃいかんやろうけん町長の答弁をしていただければと思ひますけれども、その辺も含めて、今回はそういうふうで町もいろんなどの公平さで、頑張つとると。中小企業をなくすわけにはいかないわけですから、地元企業を。そういうもんで町長がそういう英断を下されて言えば、商工関係、中小企業、太良町はやっぱり中小企業も農業も漁業もそれなりに公平に見てやりよるところを見せていただきたいと思ひますけれども、ぜひその辺については町長の答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

そういうふうなことで商工業については昔から利子補給やってるわけでございますけど、これはあくまで、商工会の会長もきょうおいでになられますけども、町とタイアップでいろいろ審査をやっております。ある程度将来的に伸びる可能性があるなという場合は、確かにそこら辺をケース・バイ・ケースで採択してやってもいいんじゃないかというふうに思ひます。設備関係は特に、世の中の不景気で景気に左右されてどうしてもできないというふうな困窮の策でこのように申請をなさるということを思っておりますから、最終的には新年度も始まりますから、会長ともども一緒に町と保証協会と細部的には話していきたいと思ひます。

○11番（坂口久信君）

そういうふうで、中小企業いろんな企業ありますけれども、設備投資あたりももうある程度、例えば10年、20年すれば老朽化になるわけですね。そのあたりは非常に今の状況じゃしわえん部分もあるわけですね。そういうところに、それをすればまたいつきはよかというふうなこともありますので、その部分も担当課含めて見きわめながら、金融会社、保証協会、その辺等含めてじっくり中に入って話し合いをしながら、ぜひそういう状況をつくって貸し付けができるような状況をつくっていただきたいと思ひます。答弁は要りません。

○12番（下平力人君）

主要事業一覧表の連番48、ページ数で10ページ、ガザミ畜養についてお尋ねをしたいと思います。

ガザミ畜養所も完成し、この間試験も始まり、試食会も行われたわけでございますけれども、そのときに甲羅にアオサがついて若干商品としてはどうかというような意見、私は行けなかったんですけども、そういう話を聞きました。それについてどういうふうな考えを持っていらっしゃるのかお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

私は、甲羅にアオサがついてるのは有明海で養殖をしてるというあかしだと思ひますよ。だから、どうしてもアオサを取らないかんと言うとは、びしゃつとしたお客さんに説明をすれば、それはもう納得してもらおうと思ひますよ。室内養殖じゃないんだと、実際海の中で

そういうふうな養殖をやっているということで。だから、そのあかしで、私はアオサは取らなければいけないとか云々は、かえってこれはどこで養殖しとるかいというふうなことになりますから、それが現に外の有明海を見てくださいますと。有明海の沿岸はアオサがついてるんですよというふうな説明をすれば、アオサがいっぱいついてるんじゃないんですよ。はさみに一部、少しついとるだけですからね。そういうふうな説明すればいいと思うんですけどね。

○12番（下平力人君）

町長さんがおっしゃられるように、確かにアオサといたしましよかね、一部ついてるんだと。商品価値の問題ないんだということでありますけれども、これから本当に商品として安定的に提供していく中で、できれば囲いといたしましよかね、水深が若干浅いんじゃないかということで、あと1メートルぐらい水深を上げればそれはつかんのじゃないかなというお話も聞いておりますが、その辺についていかが御判断されますか。

○町長（岩島正昭君）

これは手前判断でアオサが云々という、そういうふうなカニの賞味客さんからのいろんな苦情じゃないと思うんですよ。だから、アンケートをとって見て、いろいろ苦情があればアオサ対策も考えにやいかんじやろうと。まだそれを販売しとらんけんですね、ただ試食会があっただけであって。だから、そういうふうなことがいろいろ苦情等々が出れば、それなりのまた対策をしてアオサ対策をせにやいかんじやろうというふうに思っています。

○12番（下平力人君）

確かに、こっちからほえ出すということもどうかと思いますし、お客さんから言われて適正な対応をするというふうな考えであろうと思いますが、できれば、これが余り費用がかさまないことであれば、ついとるよりつかないほうがいいんじゃないかろうかという感じがするわけですよ。有明海を生かした放流ですね、こういうことでありますから、それが悪いということじゃなくて、将来的にいろんな人がけちをつけようとか、こういうのがございますから、足元をすくわれないような対策というのを事前にやるのがお客さんを一人でも多く呼び込めるんじゃないかろうかという、私は全く素人でございますからそこら辺はわかりませんが、今は売り手優先じゃない、買い手優先のほうでございますから、その辺をひとつできるだけの紳士的な対応というのをお願いしたいなというふうに思います。

○議長（末次利男君）

答弁要りますか。

○町長（岩島正昭君）

それはまず、議員おっしゃるとおりに、そういうふうな研究はしてみたいと思います。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の114ページの下からちょっと上ですけど、農地集積協力金、それとその下の青年就農給付金ですね、これが昨年とすれば大分上がってるようですので、この理由をまずお願

いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、1点目の農地集積協力金でございますが、経営転換協力金というようなことで、こちらの計画では5件ぐらい、これが0.5ヘクタール以下の農家さんが5件で0.5ヘクタールから2町以下が5件というようなことで総額の400万円、それから分散錯圃の解消協力金というようなことで、これが反当たり5,000円でございますので、目標といたしまして600アールの30万円というようなことで430万円今回当初予算に計上させていただいております。それから、青年就農給付金につきましては、25年度から新規就農を計画をされてるという方がいらっしゃると思いますので、昨年よりふえた当初予算となっておりますのでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

農地集積協力金というのは年々ふえてきたんですかね。昨年の事業をされたことを参考にしてじゃなくて、新規で申し込みがあった分を想定してされてるのか。そして、青年就農給付金は新規就農者ということでしたので、今年度は何人新規就農に許可がおりるという想定でこの予算をつけておられるのか、この予算が全部新規就農だけの予算なのかですね、そこら辺はどうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

農地集積金につきましては、なかなか太良町内まとまった土地利用型の農業というのが盛んではないので、ございませんので、あくまでもこれは目標値とできればいいなど。手を挙げてくださる方がいらっしゃればいいなというようなことで、当初予算の措置をいたしております。それから、青年就農給付金でございますが、24年度に給付を受けられた方が4人ですね。で、夫婦で受けられた方が1世帯、合計5件というようなことでございました。その方たちも含めて、25年度は12人と4世帯と。夫婦共同の方が3世帯ふえられて、1人当たり独身の方で青年就農給付金の申請をされる予定の方が、昨年度からしますと25年度で新しくされる方が8名ということで、今回当初予算の計上をいたしてるところでございます。

○9番（見陣泰幸君）

農地集積の農家対象でしょうけど、どういう方法で、こういう協力金という事業がありますよというおつなぎはどういうふうにしておられるのか。知らない人もかなりいらっしゃるんじゃないかなと思いますので。それと、新規就農者が8名程度25年度はいらっしゃるということですので。全体で十五、六人ぐらいいらっしゃると聞いてるんですよ。それで、いろいろあって通る人もいるのか、通らない人もいるのか、そこら辺の状況はどうですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、農地集積協力金でございますが、農地を集積したい方、もしくは地域の中心的な農家さんである程度1カ所にまとまった土地を持たれてる方の周辺にある農地、そういうのを、分散錯圃の解消協力金といって、そういう方にうちの田んぼなら田んぼ、5畝なら5畝を、私やりますのでおたくで借りて活用してくださいというような制度でございますので、今後新年度になりましたら町報あるいは回覧等、もしくは生産組合長さんの会議等々でお話をして広めていただきたいなと考えております。

それから、青年就農給付金でございますが、青年就農をして給付金を受けたいと希望をされてる方が15件ですね。独身の方と夫婦でされる方がいらっしゃいますので、15件のうちで夫婦でされる方が3件ですか、ということになっております。そういう方たちに、25年度新規で申請をされる方につきましては営農計画というのを提出していただくことになってます、5年間の。で、5年後に農業で、農業所得が目標は250万円超えです。そういうことで、そういう計画書を提出していただきますので、その計画が妥当な計画であるかどうか、その辺も十分検査をして、それで検査に合格をすればその計画書が認められたというようなことで、当然、人・農地プランにもそういう方はかたっていて、人・農地プランに上がっていただくというのが条件になっております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今んとに関連してですけれども、今結構農地、今度就農ですか、人が少しずつはふえてきとるなと思うて、前からすればですよ。そういう中で、農地の確保あたりは、ここで多分そういう人たちは買ったりとかいろんな方法で農地を確保し、自分たちでそういうところに新規就農をしていこうというふうな状況じゃなかかなって思いますけれども、それについてはどういう方法で、今新規就農する人たちが、就農しようかなという考えでされておられるのが今回15名とか8名とか夫婦で二、三名とかの人たちは、どういう方法で農地を確保されておるのかお尋ねします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

農業委員会あるいは農林水産課のほうにお見えになって相談がありますし、杵藤地区ですね、藤津、鹿島管内において新規就農者の相談会あるいはセミナー、研修会等を24年度から実施をいたしております。で、先々週の土曜日でしたか、鹿島地区と太良地区の現地研修というふうなことで、太良地区についてはタマネギの圃場を新規就農の方を対象に視察をしていただいて、そこでいろんな疑問点とか、いろんな作物をつくるに当たっての栽培についての心構え等々を聞かれて研修を受けられました。そういうことで、いろんな研修会、セミナー等を通じて広く新規就農の方については知識を深められて、さらに農地等も取得あるいは

借りるというような方向で進めていただければと考えております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

せっかく就農意欲があつて太良町で将来的に農業をしていこうという意欲のある方が、多分今回こういう人たちが少しでもふえていただくというような状況が出てきとつとかなと。そういう中で、太良町は町挙げて、農地の集約にせろ、そういうもんにかんばいかんと。そいけん、太良町自体、例えば町がモデル事業あたりばその地域、10町でも20町でもよかじゃなかね、町の力を使うて、廃園になったりとか今後やめていくというふうなところの集約あたりば、農業委員会あたり行けば大概わかるわけやろうけんが、そういうところをモデル地区的な格好で造成をしたりとかして、それをそういう意欲のある方に貸与して5年、10年そこで生活をしていくような状況はつくれんもんか。これは大きな構想ですので、町長に、農業の今後の将来、太良町の将来の考え方あたりばどういふ考え方で持つておられるのか。そういうモデル地区あたりもつくつて、10町も20町もよかし、そういう人たちに畑を割つたりなんかしながら貸し付けあたりも考えておられるのか。そういうことをすれば、どうにか残つてもらふし、将来にも希望がある。今までのとおりじゃ、自分で農地も探さんばいかん、何もせんばいかん、かんもせんばいかんでなかなか気も回らんような状況。太良町は青年の農業する人たちに希望を与えるというふうな方向性をぜひ持つていただきたいと思ひますけれども、どういふ考えでしようか。

○町長（岩島正昭君）

全くそのとおりですよ。一昨年あたりから農業委員会に指示をして、もう図面もできとりますけどね、太良町全図に荒廢地を図示をさせて、指示をして、あとは農業委員会の出番だと。交換分合の対策をなさいというようなことで農業委員会にもお願いをしますし、ある程度まとまれば、うちの基盤整備事業をそれに上づけして、そこに農地を貸すと。ただ、個人の貸し借りはなかなか、これは貸し手、借り手が、あの人には貸さん、あの人には貸すというふうなもろもろありますから、農業委員会か役場等々が中に入つて、借つて、その本人から土地の借地料をもらつてやるというふうな、そこまで行かんことには、ただ交換分合をなさい、荒廢地対策でおのおので土地を貸し借りなさいと言つてもできんもんですから、そういうふうなことを町とか農業委員会が中に入つて契約のあつせんをしたいというようなことで、昨年度からそういうふうな作業を進めております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

進めておらるつてことですので我々がいろいろ言うことなかかもしれんど、やっぱりそこまで町がかかわつて、これは町がかかわらんぎんと多分いろんな人間関係とかいろんな問題で、今町長言われたように、あん人には貸すばつてん、これは貸さんとか、そういう状況が

でくっけん、町が今回例えばモデル地区をこがんで、ずっと荒廃地からこれ見られてですよ、そしてここならどうにかなっばいというごたつこの、例えば10町、20町でもよかじやなかですか、そういうところを目星ばつけて、こいは太良町のモデル事業でやるというふうなことで、ある程度町主導でゆうぎいかんばってんが、町主導で町がモデル事業でやるというふうなことであれば皆さん協力してもらうんじやなかかなと思うわけですね。個々ではどうしても協力がならんですよ。町がやっぱりそこに、真に町が軸になってその事業を始めるといふふうなことで農協含めて生産者の皆さんにお願いすれば、でけんことはなかくて思うわけですね。これは町長のおる間にぜひその構想を確固たるものにしていただきたいと思いたすけれども、町長どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

これからの農業はそういうふうなことで集約ですよ、面々でしよって、大型機械の時代ですからね。もし、そういうふうな就農者がおられるならもってのほかですよ。だから、そういうふうなことを対策を今後続けていきたいというふうに思っております。で、世の中がこういうことで、現にUターンの皆さんもおいで、何人か、今度新規就農もそうですけどね。時代の流れでそういうふうなことがどんどんおいでになれば、そういうふうなポケットをつくっていかんやいかんというふうに考えますから、議員御指摘のとおり、そういうふうなことを年次計画等々やっていきたいと思いたす。

○8番（川下武則君）

主要事業の10ページですけど、廃止路線バスの運行の補助金ですけど、毎年毎年同じようにしよつとばってん、生活んとも一緒ばってん、この利用はどれぐらいなされてますか、まず。1日の平均と年間を教えてください。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

廃止路線代替バスにつきましては3路線ございます。大浦駅前から竹崎港の第1号路線が、輸送人員が2,582人、乗車密度でいきますと0.3人と少なくなっております。第2号が大浦前から牛尾呂になっておりますけども、これが輸送人員263人の乗車密度が0.2人。それから、第3号が球場前から中山ですけども、輸送人員711人の乗車密度が0.2人となっております。

以上です。

○8番（川下武則君）

こんなに利用が少ないのもわかるとばってん、利用が少なかとやったら少ないなりに何かもうちょっと利用がふえるごと、路線の、前もこの話したと思うんですよ、平古場議員さんも一緒にですね。できれば、道越、竹崎にしても一緒ばってんが、ちょっとバスを小さくして野崎回りに回ってくれんかとか、そういうふうな部分も含めた話も前したかと思いたす。そん中で、何とかそういうふうにもうちょっと利用客がふえるような対策といいたすか、

毎年毎年生活の路線と廃止路線の補助金を、町費である程度賄うとっけんがばってんが、何かもったいないって言ったらかしあがってんが、もうちょっと利用客がふえるような対策をしながらやっていかんと、前からしよるけんというふうな感じでずっとそれに流されよっちななかかなと思うんですけど、そこら辺、課長、どういうふうに思いますか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

確かに、議員言われるように人員が、乗る人たちがふえれば非常にいいんでしょうけども、使いやすいような路線が走ればそれもあるかと思えますけども、廃止路線代替バスの運行の補助金は、民間のバス会社が今現在、先ほど申し上げました路線を走らせていたんですけども、採算面から赤字になって走らせられなくなってきたということで、それを補うために、結局今まであったものがなくなると非常に町民の方々に不便を生じますので、補助金を出してこれをそのまま運行していこうかという補助金でございます。

議員言われるように、例えば路線を使いやすいように変えてしていったら人間がふえていかもわかりませんが、あくまで現在まである路線の補助ですので、これを変えたとすると申請だ何だかんだいろいろあります。県の補助の関係にもひっかかってくるので、その辺も研究をしてみないとわからないところでございます。使いやすいようなバスということになれば、また新たに福祉バスみたいな感じでしていかないといけなくなると思えますけども、予算的な面もございまして現時点ではそのような事業は考えていないところでございます。今後高齢化社会になっていろいろな要望等が出てくるかと思えますので、そういうことがあればまた上司とも検討しながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○8番（川下武則君）

本当、使い勝手のいいといいますか、せっきく補助金を出すんであれば使い勝手のいい、また今から先ますます高齢化が進む中で、お年寄りさんがふえていく中で、こがんで町が補助ばしてくれよっけんがこの路線が残ってよかつたなって言われるような、ありがたみのある路線にしてもらいたいなというふうに思えますんで、ぜひ祐徳バスさんあたりときちっと何回も協議を重ねてもいいんじゃないかなという思いがありますんで、よろしく願いしときます。答弁要りません。

○7番（牟田則雄君）

主要事業の7ページの、これは新規事業になっておりますが、多良岳オレンジ海道を活かす会運営費負担金ということで、この事業を見てもみますと、事業費が398万3,000円のうちに太良町が100万円ということは鹿島のほうがあと残りを負担されるのか。その事業量も49.2ヘクタールで具体的に広さも上げられて、これでいきますと大体反当8万円前後ぐらいの予算を組んであると思うんですよ。ここには具体的に全く、荒廃園の減少策、荒廃園抑制

策、担い手育成策で、策だけは書いてあるばってん、例えば海道を生かすために鹿島、太良でできる場所では全部沿線に桜を植えて一大桜並木をつくるというような、何かそういう具体的な事業内容があったら聞かせていただきたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

多良岳オレンジ海道の件でございますが、モデル地区を選定して、3年間まずモデル事業をやりたいというようなことで取り組むようになっております。平成25年から平成34年度までの10年間で事業を実施して、その事業量49.2ヘクタールが対象となるというようなことでございます。事業費の財源といたしましては、鹿島市、太良町、JAで100万円ずつ負担をして、あと農山漁村活性化プロジェクト交付金というのが国の交付金事業にございますので、その交付金事業を活用いたします。それが62万2,000円。それと、太良町、鹿島市の再生協議会というのが、これは耕作放棄地対策の事業の中に入っておりますので、その再生協議会から36万1,000円、鹿島市と太良町でですね。この分については多分、ワイヤーメッシュか電気牧柵の現物支給で交付となるようになっております。

具体的な内容といいますか、25年度でまず実施するのは、新方、鹿島では母ヶ浦地区の荒廃園の解消に向けた放牧、それから太良町地区では御手水地区をモデルにした牛の放牧ですか、これが若干、先日会議がありました、なかなか難しいような状況でございました。それから、荒廃園にしないというようなことで、太良町については中尾地区の棚田をずっと維持管理をしていくということでございます。それで、鹿島で、観光園まではないんですが、鹿島のミカンの観光園に来ていただいたお客さんを棚田に招待して棚田のオーナーになっていただくというふうなことで、バーベキュー等をしながら実施をされるというような状況でございます。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

今の答弁を素直に聞いて判断すれば、そしたら10年で49.2ヘクタール、予算もこれ今の答弁をそのまま聞いたらそういうことになるんですが、ここに予算は10年分とかなんとか書かんで、これを見たら多分1年分の予算と普通予算を見る人は理解するんじゃないですか。今の答弁は10年分という理解せんばいかんような答弁ばってん、どうですか。1年でこれだけ使うんですか、10年で使うんですか。反別も、これは10年でこの反別をやる計画ですか。ちょっと今のところわかりません。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

事業費については単年度、25年度の事業費でございます。事業量については、平成25年から34年度までの10年間で49.2ヘクタールを対象とするというようなことでございます。

○9番（見陣泰幸君）

主要事業一覧表の7ページ、ここの連番33、これは緊急雇用対策で震災等緊急雇用対応事業って書いてありますけど、この意味と、次のページの一番上、連番34の緊急雇用で、これが1人232万円、連番33のほうは1人雇用で400万円、この違いの意味と震災の書いてあるこの意味はどういうものなのか質問します。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、連番33のほうでございます。括弧書きの震災等緊急雇用対策事業という事業でございますが、震災等で被災に遭われた新卒の方とか職を失った方も対象にしますよという緊急雇用創出基金事業というふうにお伺いをしてるところでございます。連番33の本年度の事業費でございますが、雇用人員1名分を計上をされております。次ページの連番34ですか、これにつきましては雇用人員が4名、うち新規採用が3名というような事業内容になっております。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

33、34の連番の単価の違い。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

単価の違いは……。

○議長（末次利男君）

中身の違いでもいいですよ。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

この事業の補助の内容でございますが、人件費のほかに研修費等が入っております。人件費だけについて申し上げますと、月給で連番33も34も18万円、それにあと通勤手当等々がついております。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

連番33のほうは研修費までついてということですので納得はしましたけど、ここで雇ってる人は震災に遭った人を対象にということで、今働いてる人は福島かどっかの震災に遭った人を雇ってあるわけですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

再度御説明をいたします。

そういう震災に遭った方も雇用の対象ですよというようなことでございます。ですから、緊急雇用で採用時点で失業されてる方、その方たちも日本全国対象になります。そういうことで、そういう方たちを、現在失業中という方を雇用するために採用するというようなことで御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、よくわかる説明ですが、この事業の委託先が佐賀県農業協同組合、ここは多良支所という括弧はつかないわけですか。佐賀県農業協同組合といたら別に太良町の人じゃなくてもこれは関係ないみたいなものですが、うちの太良町で予算組んですると佐賀県のあれが、多良支所か何かこれは括弧のつきはないんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

契約上、相手方の代表者といいますか、代表者と契約をしますが、相手方が佐賀県農業協同組合ということでございます。当然、町内から採用して多良支所で勤務という状態にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、次に移ります。

第8款. 土木費131ページから第9款. 消防費142ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。142ページまでです。

○3番（所賀 廣君）

12ページの防災費、避難所サイン設置工事ということで315万円の計上、太良高校体育館ほか全15カ所というふうになっておりますが、まずこの15カ所をお聞かせいただきたいと思えます。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

順番に申し上げます。まず、多良地区で太良高校体育館、それから2番目が多良小・中体育館です。それから3番目が多良中の体育館、これは25年度に建設予定ということでございます。それから、糸岐地区が中央公民館です。今のが4番目ですね。5番目が自然休養村管理センター、それから6番目がB&G海洋センター体育館、それから太良町B&G海洋センター第2体育館、これ7番目です。8番目がみどりの家、それから9番目が大野生活改善センター、それから10番目が総合福祉保健センターしおさい館です。11番目が大浦公民館、12番目が町民体育センター、これ大浦地区ですけど、済いません。それから13番目が亀ノ浦公民館、14番目が大浦小体育館、15番目が大浦中体育館、それから16番目が道越公民館、17番目が竹崎公民館でございます。これだけの施設がございますけども、このうちB&G海洋センターの体育館、第2体育館が1カ所でございますので、まずそこが1つ減ると。それから、中央公民館と自然休養村管理センターが1カ所ですので、そこで1つ減って、17カ所指定はしとるわけですが、15カ所で看板は設置をするということでございます。

○3番（所賀 廣君）

前お尋ねしたときに、避難計画が県から出された段階でマップ等がまた新しくなりますというふうなことを聞きました。このサインの標識といいますか、サイン設置といいますか、これがどういう形になるものかはわかりませんが、あわせて避難に関することですので、私が前質問いたしました海拔を含めたモニュメント的なものをつくってみてはどうかという質問に対しまして、町長の答弁として、それは検討しますというふうなお答えをいただいていると思います。その辺の進捗、サイン設置も結構ですが、モニュメント、海拔がわかるような、あるいはその中に水準点も書き込んでどうかと質問したという記憶がありますが、その進捗もあわせてお願いしたいんですが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

25年度は避難所の設置を一番最初に持ってきたわけですが、これはいざ災害が起こったときに皆様どこに行けばいいのかということで、まず優先順位としてはこちらのほうを先にさせていただきます。まだ町長、副町長とも全然話は、そこら辺のモニュメントの件についてはですね、まだ話をしたことがございませんけれども、これ私が今考えてることで、庁舎前の噴水がございますけれども、今現在ここを大分使ってないです。それで、そこをどうするかという検討も含めて、モニュメントをどこら辺に設置するかとか、そういうもろもろのことを考えるにまだ時間が必要だということで、今後どういうものを建てていくのか、だから噴水のところにつくるとか、そういういろんなことが考えられますので、もう少し時間をいただきたいということでお願いしたいと思います。

○3番（所賀 廣君）

今、日本中が復興、復旧にという気持ちが皆一丸となった考え方になってるので、こういった地震等、津波等による災害に対しての考え方を表に出す意味においても、海拔表示というのは一刻もする必要があると思います。太良の満潮時間が10時なら10時、ここで潮高が幾らですので、じゃ、津波の高さが幾らでしたらこれぐらいというふうな、海拔で表示しておけば、これぐらいの波が来るというある程度の想定を住民ができますので、避難所のサイン設置もどういった内容を表示されるのかわかりません。標高もあわせてされるのか、海拔もあわせてされるのかわかりませんが、これと連動といいますか、同時進行でぜひこの表示、モニュメントの製作も取りかかっていたきたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

ただいまの御質問にもう少し詳しくお答えをしたいと思いますけども、まず看板なんですけど、そこが例えば自主避難施設とか、それから風水害の避難施設です、それから土砂災害の避難施設ですよ、それから津波、地震に対する避難施設ですよ、それから防災拠点施設ですよとか、そういうものを入れ込んで、ここは津波と地震の災害の避難場所じゃないという

バツ印とかそういうのをして、明らかにここは何の災害のときに使う施設なんだということをはっきりさせるといふ看板をつくりたいと。それから同時に、ここが標高今何メートルですという表示もした看板をつくるという前提を持っております。それで、それについては佐賀市のほうで既にこの看板を市内のほうにずっとつけてるものですから、これは確かにいいなど。夜は夜で、これもまたLEDの光なんですけど、太陽光で蓄電したので夜間も照らし出すという看板ですので非常に有効ではないかと。そこに先ほど申しましたように標高も入れたいという考えがございますので、それぞれの施設がここは標高今何メートルなんだということが確認できるので、モニュメントも非常に大事とは思いますが、そちらのほうをまずは優先させていただくということでございます。

○8番（川下武則君）

関連なんですけど、実は私たちが小学生、中学生んときは、私も7・8災害にちょうど小学校んときにお遭いしたんですけど、それからずっと7月8日の日を防災の日として避難訓練というのをしたとばってん、私も今議員になってから一回も防災訓練等に参加をしたことなかとばってん、町を挙げての防災訓練の計画とか、そういう部分を何か考えてるところがありますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

町単独で、町全体というのも今んとこ考えてはいないんですけども、25年度については佐賀県の県の防災訓練がこちらの旧藤津、鹿島のほうに来ます。それで、太良地区も防災の訓練の現場の一つということで指定されてますので、そのようなときに町民の方に声をかけて防災訓練に参加をしていただきたいという呼びかけ等を行わなければならないというふうに思っております。単独でも今後そういうことをやらなければ、災害なかなか来ないものから、日ごろの訓練は必要という観点からそこら辺も考えてはいきたいというふうに思います。

○8番（川下武則君）

できればぜひ1年に1回、防災の日を町独自でも決めてでもいいし、忙しい中ではあってもできればそういう機会もふやして、いつ災害が起こるかわかんないという意識を持ったほうがいいんじゃないかなと思います。そこら辺も含めてぜひ計画を立ててもらいたいなど。教育長、小学校、中学校のほうもそういうことも一応なされてると思うんですけど、教育長もそういうことをずっとやってきた経緯があると思うんですけど、教育長はどういうふうに思いますか、子供の防災に対しても。

○教育長（松尾雅晴君）

学校の場合は、年に何回でしょうか、避難訓練をやります。私が県に問い合わせたところ、学校で火災があったという、しかも延焼をして、最近はコンクリート建てなものですから、

県だってそういう建物が木造からコンクリートになってからはちょっと記憶にありません。じゃ、学校は何のために避難訓練をやるかという、ほかのところで子供たちがそういった経験をしないと。しかし、子供たちは都会に行ったりデパートに行ったり、そういう大勢の中で遭遇することもあり得ると。そういうときにはこういう行動をとらなければいけないんですよ。学校で火災で避難をすることはほぼないだろうと。ただ、学校みたいに子供たちだけの共通のそういう毎日顔を合わせてるところでの避難というのは、ある意味では簡単なんだと。全く知らない、年齢も異なる、そういったところで火災とか地震とかそういうものに遭ったときのために避難訓練というのはやりますよというようなことで、私は指導をしてきました。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

済みません、答弁漏れがありましたので。

昨年なんですけども、一部の、夜灯見荘とそれからふるさとの森で、夜灯見荘のほうでは地震の避難訓練、地域の道越地区の方も含めてやりましたし、それからふるさとの森では火災訓練ということで施設の全従業員さんを巻き込んだ訓練もやっていると。それは、大体2年に1回ぐらい選んでずっとやっているとすることはしております。

○3番（所賀 廣君）

予算書の132ページの2番の非常備消防費を見てみますと、消防団員報酬500名に884万4,000円という予算がなっております。この消防団員の500名ですが、きょうもいただきましたけど、入退団式が4月7日に行われるということですが、この団員、ほぼ煮詰まってると思いますが、500人の定員に対してどれくらいぐらいになってるのか。それと、その中で町内で仕事をしている方ですね。ここの当然役場の中にもいらっしゃいますので、町内でじゃあ何名ぐらいいるのか。で、町外に勤務に出ている消防団員が何名ぐらいいるのか。団員の確保状態もあわせてお聞かせいただきたいと思いますが。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、消防団員500名の確保状態ということでございますけども、これはことしも500名行く予定ということになっております。ただ、町内、町外、今何名ずつかというのを把握をしております。してないです。消防団員のうち町内が何名おって、町外に出ている、働きに出ている方が何名というのは把握をしております。済みません。

○3番（所賀 廣君）

入退団調べというのを多分2月ぐらいから各部やってると思うわけですが、把握してないというのはおかしいといえればおかしいと思います。一番言いたいのは、町外に出ている方ですね、昼間に例えばこちらで不幸にも火災があった、そういったときに出てこれないときも

あります。これはやむを得ないにしても、3大行事含めて町内である行事、これに対して参加される部員の方、この方たちは、鹿島でも佐賀でもいいでしょう、よその事業所に行って働いている。でも、消防のあっけん仕事を休ませてくださるか帰らせてくださいてなかなか言いにくいというふうなときがあったときに、そこのおの事業主の方に、これ前も話がありましたけど、手紙でお願いするぐらいじゃなくて、年に1回なり2回なり行って事業主の方の理解を得て、消防団員の部員の方がスムーズにこちらの事業に、100%とは言わずも参加できるような体制づくりをとってやるというのが、こちらの執行部のある意味仕事ではないかというふうな思いがして、町外にじゃあどれくらいぐらいの方がいらっしゃるかということをお聞きしたわけですけど、その辺の御意見を。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

町外で働いておる方に休みがとれない、3大行事とかですね、とれない場合に、必ず出席をしてもらわなければなりませんので、それは企業のほうに、会社のほうに休ませていただけませんでしょうかという文書を現在は出しております。それで、極力消防団員の方が行事等に参加しやすい状況をつくっておるという状況はございます。でも、それは入退団式とかそういう大きなときの場合でございます。

○3番（所賀 廣君）

そういった文書を出してありますということですが、実際太良町ではこういった行事がっておりますという文書も持ちながら面談をして、やっぱり1年に1回ぐらいはやる必要があるんじゃないだろうかというふうに思いますので、そうしていただきたいと思います。

それと、500人の消防が1分団から5分団あるわけですが、規約内でも結構ですので、今までは1分団では何名、2分団では何名、合計合わせて500名というふうな割り振りがあったと思います。あとは各部で調整するという事になってたわけですが、今現在その辺の分団の定数というのは皆さん守っておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

済いません、もう一度御質問を教えてください。

○3番（所賀 廣君）

私の質問のとき副町長としゃべっておられましたので、多分聞こえんやっただけですよ。ちゃんと聞いてください。

1分団から5分団までの定数が今まであったと思います。1分団は100名よ、2分団は70名よ、正式な数字はわかりませんが、その分団で決められた数字に基づいて各部は自分のところの入退団の調整をなさっておられました。今現在、分団数が規約でちゃんと決められているのか、それとも自由に団員数を減らしていいのか、ふやしていいのか、その辺のところの説明をお願いしたい。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

それは規則等で決められているんですよ。ですが、今現在はその数どおりにはなっていないというのが現状でございます。ある分団が多くて、ある分団が少なくなってるという状況で、それぞれの分団間で調整をやってるという、それで全部で500名というのを確保してるという状況でございます。

○9番（見陣泰幸君）

主要事業の11ページの連番60の町道の新設改良事業とありますけど、これ場所はどこですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

具体的に25年度はどこの路線、どこの箇所をするというのはまだ決めておりません。25年度になって現地をまた調査いたしまして、その中で優先順位等を考慮して実施をしていくということでありまして。現在までに陳情があつておりますうちでまだ改良工事が行われていないところが45件ということになっておりますので、その中から4月以降に場所を決めて実施するというように予定しております。

○11番（坂口久信君）

そいじゃ、それに関連して。まだ決めていないというふうなことですけれども、町道のいろんな途切れたとこの結構あつたですね、前も言ったと思いますけれども。途切れたところについては優先順位もあろうし、そりゃ確かに優先順位もあると思います。そういう中で、その先が詰まってしもうとっけんが、幾らかでも、10メートルでも20メートルでもその地区の希望も出すような状況ばつくってくれるというふうなことでお願いした経緯もあろうかと思えますけれども、途中の工事の進まないようなところについても今後そのままにしていちよくなるのか、こういう予算で少しでも先を伸ばしていくのか、その辺についての考え方をお願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

45件のうち一部改良済み、継続で行っている箇所が9カ所ございます。こういったふうに陳情の延長が長い場合は数年単位で事業実施しておりますので、今議員御指摘のそういった箇所についても引き続き継続でやっていくということで予定しております。

○11番（坂口久信君）

そんなら、陳情に上がってこんところはまずやらないのかですね。前、一番最初ごろ陳情上がっていったかもわからんとですけれども、もう……は幾らかしてもらえば先の陳情はほとんどせんやったり何かする状況、各地区によっても違うと思いますけれども、そがんとこ

もあろうかと思えますけれども、私も全部把握しとるわけじゃなかけんがですよ、そういうところについても再度陳情をせんばいかんのか。一番最初陳情があって、ある程度までで行って、そこでとまってる状況で先が進まんというのは、担当課は全部把握しとって思うけんが、その辺については陳情がなくても随時幾らかでも先に進めていってきれいな道路をつくっていくというふうな考え方なのか。その後々、例えばそういう状況で各地区から陳情がなければそのままにしていっちょくのか。先とまっとしてことは担当課はわかっとなるわけやけんが、その先もしていくのか。その辺について教えてくれるとよかばってんね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

45件の中には、大分前、十数年前の陳情のあった箇所も含んでおります。陳情が今まであって実施していないといったところは、全て私は45件の中に入っていると思っております。大分前に陳情があって一部実施していると。あと残っているところも実際ございますけど、用地の問題とか、あと現場の状況によってどうしても施工が困難なところもあるし、そういった状況、ケース・バイ・ケースでいろんな事情があってとまっているというようなことございます。

○8番（川下武則君）

同じ関連ですけど、5,100万円で大体何カ所ぐらいできるんですかね。今、課長が言った45件の中から9件引いたところでも三十何カ所まだあるわけですよ。そん中で、5,100万円で新設で大体どれぐらいできると予測してますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

最近の3年間で申し上げますと、22年度が17カ所で延長で1,920メートルと。23年度が15カ所で2,090メートルとなっております。今年度は20カ所の改良をしております。延長的には1,700メートルです。大体20件程度で年間2キロぐらいずつの改良が行われるというふうに考えております。

以上です。

○8番（川下武則君）

そしたら、単純にあれしてあと15カ所残るわけですよ。残るて言ったらおかしなばってん、手つけ切れないというか、今担当課長が20カ所て言うたところから引いたらですよ。担当課長だけで決められん部分もあるかと思うんですけど、もう少し予算をふやして、さっきも坂口議員さんも言いんしゃったごと、陳情がなくてもある程度ここもここも少しずつ、50メートルでも30メートルでも少しずつでも先に進むようにして、地域に住む人たちが希望を持てるような施策といいますか、そういう部分をしたらいかがかなと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この単独事業のほかに辺地というのでも継続して行っております。また、橋梁の補修についてが年間大体2キロずつぐらいは実施していかなければならないというふうに思っておりますので、道路改良につきまして予算増額できればいいんですけど、大体事務的にも今の状況で行っていききたいとは、25年度はですね、というふうに思っております。

○議長（末次利男君）

お諮りします。

日程の途中ですが、本日はこの程度にとどめて延会したいと思います。

なお、あすにつきましては第10款、教育費から質疑に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。お疲れでした。

午後2時32分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二